

史料紹介・各地の水平運動の実像(3)

『水平運動の情勢』

— 創立期全国水平社をめぐる地方行政史料 —

朝 治 武

解 題

一

ここに紹介するのは、京都を中心に創立期の水平運動の動向をまとめた『水平運動の情勢』(以下、「情勢」と略記)という官憲史料、具体的には地方行政である京都府がまとめた報告書である。「情勢」は、京都部落史研究所編『京都の部落史』第八巻・史料近代3(阿吽社、一九八七年)をはじめとした史料集にこれまで全く載せられていない新史料である。

表紙には「大正十三年参月調／水平運動の情勢／京都府」と謄写版印刷され、また左上に「極秘」との朱印、

右下に「神原家図書館」の黒印が押されている。「情勢」は、縦一六・五センチ、横一一・五センチと比較的小さいもので、本文は和紙に謄写版印刷され、全部で五一丁、表紙右側中央の一カ所が紙縫で仮綴されている。

「情勢」は、香川大学附属図書館の所蔵にかかる神原文庫に収められている。「神原家図書館」及び神原文庫にいう神原とは、神原甚造のことである。神原は一八八四年一月香川県に生まれ、第三高等学校を経て京都帝国大学法学部を卒業し、京都をはじめ各地の地裁判事から東京控訴院判事、そして大審院判事を歴任して最終的には大審院部長を務めた。また法学に関する著書もいくつかあり、一九一〇年代初めから敗戦まで法曹界で重きをなした。戦後は弁護士として出発し、後に請われて香

川大学学長となり、一九五四年四月に世を去った。また同時に神原は歌人でもあり、たいへんな愛書家・集書家でもあった。多くの和綴、洋書、古書、珍藏本などを含みその蔵書は数万冊にも及び、死後香川大学附属図書館に寄贈され、神原文庫として重要な位置を占めている(詳しくは、高野真澄「香川大学附属図書館蔵『神原文庫』と神原甚造先生」『香川法学』第一〇巻第三・四号、一九九一年一月、を参照されたい)。なぜ神原が『情勢』を所蔵していたかであるが、神原が京都地裁判事をしていた時期はちょうど『情勢』が作成された時期と一致するので、おそらく京都府から提供を受けたものであろう。

二

ところで『情勢』の作成者は、表紙に記されているように京都府である。しかし実際は、水平運動など社会運動の取り締まりを担った京都府警察部が担当したのであろう。それでは『情勢』が作成される背景を京都府を中心に内務省などの動きも交えて簡単に探ってみよう。いうまでもなく、京都は全国水平社(以下、「全水」と略記)創立地であり、また全水連盟本部が置かれ、しかも中央執行委員長には京都市内の南梅吉が就くなど、奈良と並

んでまさしく創立期水平運動の中心地であった。京都府は全水創立直後から大きな関心を払い、水平運動に関するいくつかの報告書をまとめている。この背景には政府、具体的には内務省の水平運動に対する方針が反映していると考えられる。

全水創立後の五月、内務省警保局は「差別撤廃運動状況(社会主義運動時報付録)」(荻野富士夫編「特高警察関係資料集成」第一二巻、不二出版、一九九二年、復刻所収)なる調査報告をまとめ、同じく五月の地方長官会議では社会主義者など(「特別要視察人」と水平運動の結びつきについて注意が喚起され、一〇月一四日には各地の水平社やそれに反対する団体の調査が指示された。さらに一二月一三日には水平社の差別糾弾闘争を「取締上看過シ難キ儀」として、指導者に「篤卜御懇諭ヲ加ヘ」るように指示し、水平運動を体制内ので穏健な運動に押し止めようとする「水平社ノ取締ニ関スル件依命通牒」を内務省警保局長後藤文夫名で各府県知事に発した(荻野富士夫「特高警察体制史」、せきた書房、一九八四年)。京都府や全水創立準備活動発祥地である奈良県は、内務省の指示をまつまでもなく水平運動には大きな注意を払っていたと思われるが、水平運動を取り締まるという内務省の方針をも受けて独自の調査をおこなっている。

例えば京都では、一九三二年七月、京都府警察部が『水平社状況一斑』(部落問題研究所編、刊『水平運動史の研究』第二巻・資料篇上、一九七一年、所収)なる調査報告書をまとめている。おそらくこれは、内務省にも報告されたであろう。これらと独自の調査をもとに、一二月五日にまとめられたのが内務省警保局『水平社運動状況』(渡部徹・秋定嘉和編「部落問題・水平運動資料集成」補巻一、三一書房、一九七八年、所収)である。これは事実の記述を中心としたもので、社会主義者や在日朝鮮人との関係に注意を注ぐなど記述自体は内務省の従来の方針は貫かれているが、具体的な対策は示されていない。

そして全水第二回大会の一〇日前である一九三三年二月二四日、内務省社会局第二部長田子一民は奈良県の成毛基雄知事に対して、「本局より今井、三次両嘱託を派遣致候に、付ては貴庁に於ても極秘裡に關係吏員を派して視察せしめられ、詳細の状況並に右運動に対する所感及び之か対策等御通報相煩度、此段得貴意候」と自らも嘱託の今井兼寛、三好伊平次を派遣することを予告し、府県も極秘に職員を派遣してその状況と水平運動に対する感想、対策などを報告するように求めている(奈良県社会課『水平社一件記録』、一九二二〜二四年、「(仮称)水平社歴史館」建設推進委員会編『創立期水平社運動資料』

第二巻、不二出版、一九九四年複製所収)。これは当然、開催地を管下にかかえた京都府にも指示された。これに対して京都府は知事池松時和名で加藤友三郎内閣総理大臣、水野錬太郎内務大臣をはじめ陸軍大臣、海軍大臣、各府県知事、京都地裁判事などに、三月三日、五日の二回にわたって『全国水平社第二回大会状況報告』(大阪人権歴史資料館編・刊『全国水平社』、一九九二年、に表紙写真と簡単な解説が載せられたが、全文は紹介されていない)として大会の状況を詳細に報告している。また、京都府警察部長の中野邦一は『水平社に対する今後の対策に就て』(前掲『部落問題・水平運動資料集成』補巻一、所収)と題する極秘の草稿をまとめている。おそらく二月二四日の指示に従ったもので、取り上げた具体的事例が三月一七日に発生した水国争闘事件が一番遅いものであることからすると、書かれたのは水国争闘事件発生直後の三月一七日直後だと思われる。この草稿をもとにして正式な原稿がまとめられ、内務省に報告されたのであろう。草稿では、中野は全国の水平運動の状況を詳細に調べたうえで、「対策の要点」として「安寧秩序を紊すものと認むるを以て、内務大臣は治安警察法により水平社の任意解散を諭示し、若し応ぜざる時は強制的に禁止を命ずること」を基本としながら、一方で「水平社の懐柔を行う

こと」としている。これは、全水第二回大会後、南梅吉、栗須七郎、平野小劔らが政府首脳と会った時に政府首脳が示した比較的好意的な態度（これとても弾圧の裏返しとしての懐柔という取り締まりを域を越えたものではないが）とは違って、水平運動に対して敵意をむき出しにしたものであった。奈良県も水国争闘事件の発生を契機として、水平運動の取り締まりをより強化する。四月九日、警察部長は各警察署長に対して「糺弾行為取締ニ関スル件」との通牒を發し、糺弾闘争を「脅迫的」として警察犯処罰令や刑法によって取り締まりをおこなうよう指示した。またこの後、奈良県は奈良県水平社と融和団体の大和同志会とをいったん解体させて、その後合休させる画策をおこなっている（『奈良県同和事業史』、奈良県、一九七〇年）。

内務省の水平運動に対する方針も、これら府県の方針を受けてより明確化していく。とくに創立期の水平運動についての認識と対策に関しては、その中心地であった京都府と奈良県の状況が大きな影響を及ぼしたと思われる。先の中野京都府警察部長の報告などを受け、また水国争闘事件などをふまえて、内務省警保局は全水第二回大会を終えた一九二三年三月二五日、再び『水平社運動状況』（前掲『部落問題・水平運動資料集成』補巻一、

所収）という調査報告書を作成している。このなかの「警察取締の方針」では、水平社の主張には「非議」すなわち反対しないものの、糺弾闘争などその言動が「秩序を紊り公安を害する」場合には「厳正なる取締」を加えるとの決意を示している。また同月の「水平運動資金ノ出所等調査方ノ件」という通牒では、とくに社会主義者の関与の有無を重点において調査が指示された（前掲『特高警察体制史』）。さらに一方で、八月二八日には水野内務大臣は「因襲ニ依ル差別的偏見ヲ絶チ地方改善ノ事業ニ勉メ国民相愛ノ実績ヲ挙クヘキノ件」という訓令を發し、そして同日、中央社会事業協会に地方改善部を設置し、水平運動に対抗するための融和事業に本格的に取り組み始める（藤野豊『同和政策の歴史』、解放出版社、一九八四年）。

三

以上のような経緯と同時平行的に『情勢』に記述された時期が到来する。といっても『情勢』の記述は、内務省の多くの報告書と同様全水創立から始まっている。しかし、『情勢』の本領は全水第二回大会以降、すなわち一九二三年三月から『情勢』がまとめられた翌年の三月ま

での一年間の動きにある。ただし三月三日に京都でおこなわれた全水第三回大会の記述がほとんどないので、実際は一九二四年二月までであった。それも全水連盟本部が存在する京都を中心とした動きである。それゆえ『情勢』は京都における水平運動の動きを対象にしながらも、連盟本部が京都に置かれ、またその中央執行委員長が京都の南梅吉であったことから、いきおい全水とその幹部の動きをも追うものになっている。したがって『情勢』は、京都における水平運動に対する京都府の報告書という以上に、京都府を通して見た創立期の全水とその幹部に対する地方行政の認識及び対策の典型的なものといえるであろう。『情勢』の記述は、取り締まりという治安対策の立場を貫きながらも、たんに水平運動を批判したり論難して終わるのではなく、具体的事実を忠実に記し、そこから水平運動への対策をうち立てようとする姿勢が窺われる。それゆえに水平運動をことさら反社会的な運動のように強調し、取り締まろうとする支配の論理は貫かれていない。官憲側の報告書とは異なるものの、『情勢』の記述の具体的事実に関しては基本的には信頼してよいのではないかと思われる。

それではこの『情勢』の記述に特徴的なことについて述べてみよう。まず全水第二回大会までの記述について

である。全水の創立過程や趣旨、その後の活動経緯などについてはこれまでに紹介した報告書と大きく異なるところは少ない。したがって、これまでの報告書から新たにまとめ直したものであろう。しかし『水平社状況一班』にいくらかは記述されていたが、創立大会とその後活動に関する費用については『情勢』の記述はより詳細である。『水平社状況一班』では、大会費用四〇〇円のうち南が三〇〇円を負担し、残りを阪本清一郎、駒井喜作などが負担したとしている。しかし『情勢』では、南を通じて同じく被差別部落住民である国粹会京都支部評議員長の増田伊三郎の一〇〇円、また南と親交ある京都市会議員の西尾林太郎の紹介により幾人かの被差別部落住民を自らのサドル工場に雇っていた憲政会支部幹部浅田義治の一〇〇円をはじめとして憲政会市会議員や幹部など関係者が二五〇円、すなわち三五〇円を南の力によって集められ、残り五〇円を南と阪本が立て替えたとしている。事実かどうか検討を要するが、画期をなした全水創立大会の費用は、その多くが実は被差別部落住民でなく、また保守的基盤の層から出ていたとすれば、全水創立の意義は決して減じないとしても従来の官製のかつ哀願的な融和運動と異なる自主的集団運動としての水平運動の内実は改めて冷静に問われてしかるべきであろう。また

創立大会後の一五〇〇円にもほる運動費用についても浅田義治は三〇〇円を貸し付けて尽力しているが、阪本清一郎が七月四日と下旬に五〇〇円ずつ合わせて一、〇〇〇円をも貸し付けていることからすると、全水幹部のなかで阪本の役割は極めて大きいといえる。社会運動史研究では概して思想や運動のみに目を奪われがちであるが、運動や組織を支えた財政的基盤を誰が担ったかという点についても注意を払うべきであろう。

四

先にも述べたように、「情勢」の本領は全水第二回大会以降の動きにある。大会そのものについては、先に触れた『全国水平社第二回大会状況報告』がいづれ全文紹介されるであろうから、それ以外に気をついた特徴的な点について記したい。

すでに私は「情勢」などから「荆冠旗と水平運動」(『部落解放』第三五五号、一九九三年三月)で第二回大会直前における荆冠旗の作成過程などについて述べたが、この費用については、収入九二八円のうちできあがったばかりのこの荆冠旗の売り上げが六四〇円になっているのが注目される。創立大会と同様浅田に一〇〇円を借り入

れや南の取り扱いによる憲政会関係の寄付金もあるが、この荆冠旗の売り上げなど多くが全水自らが生み出した資金であることは、徐々に自主的な社会運動団体として自立した財政的基盤を整えてきたことを示している。

第二回大会後の状況としては、南ら全水幹部による内務大臣等の訪問や本願寺開祖七〇〇年記念法要に対する運動計画、ローマ法王庁使節交換問題に関する態度、関東大震災に関する行動などについて述べられている。これらについては、長谷川寧「水平運動並に之に関する犯罪の研究」(司法省調査課『司法研究』第五輯報告書四、一九二七年)でその概略は知られていたが、記述内容は「情勢」の方がより詳細である。いづれもが、一九二三年における全水の特徴的な動向で、とくにローマ法王庁使節交換問題に関する全水中央執行委員長南梅吉名の「宣言」は初めて紹介される貴重なものであり、また幻に終わったといえ関東大震災の勃発に際して全水のいわゆる「錦旗革命」の計画と実行は、全水の天皇制に対する認識と親近感を如実に示すものであった(拙稿「幻の『錦旗革命』—関東大震災と水平運動—」季刊リパティ」第四号、一九九三年一月二月)。「情勢」は水平運動の全国的広がりと発展についても述べ、その原因を南ら全水幹部による内務大臣等の訪問についての新聞報道にあると

認識し、また希望的観測だが、南と栗須らの対立による全水分裂の兆候を指摘している。

ただ、京都や全水に関係する動向を追う「情勢」に、南梅吉の息子の南敬介など京都市内の青年を中心に市内で一九二三年八月二三日結成された急進的で国家主義的な立場に立つ全水青年同盟についての記述が全くない。「情勢」が社会主義や急進的勢力などの影響を最も警戒し、二つの団体の結成が調査期間の対象に入っていて、触れられても当然だと考えると、全く記述がないということはいささか奇異に感じられる。

「第三編 水平運動ノ反響」では、京都における水平社による差別糾弾闘争や反水平社団体について詳細に記され、とくに「普通人ノ水平運動ニ対スル態度」は、被差別部落出身者の雇用状況や小学校教員などの水平運動に対する認識や対応などについて触れていて興味深い。

「第四編 水平社ト社会主義者其他ノ関係」では、全水幹部や主だった活動家の社会主義との関係や京都における労働団体、国粋会との関係にも触れ、とりわけ奈良で争闘事件の相手となった国粋会に対しては京都では水平社が「多少尊敬」を払っていると分析しているのが興味

深い。「第五編 水平社ト政党関係」は、南を中心に京都における憲政会及び中央における政友会の関係が記述される。

五

「情勢」で最も特徴的なことは、「第六編 南梅吉ノ動静」という南についての独立した項目が立てられ、それも全体の一割以上の六丁にわたっていることである。また他の項目の中にも、南に触れた部分はかなり多い。南は全水中央執行委員長であり、京都府としてはその行動に大きな注意を払うべきであることはいうまでもない。しかし、それにしても南が融和運動から水平運動に転身したためか、それとも被差別部落への根深い偏見のなせるわざなのか、執念を感じさせるくらい詳細に調べ上げ、記述全体は南に対しては最大級の警戒を寄せ、敵意・憎悪がむき出しとなっている。それゆえに、社会主義との関係や糾弾闘争に警戒するという目的とともに、「情勢」のいま一つの目的が実は南の動向を探ることにあるのではないかとの予測を生じさせる。「家庭」「性質素行」「教育職業及生計ノ状況」「資産及負債附南ノ横領被告事件」とは別に、「注意ヲ要スヘキ主ナル行動」という項目

があり、四点にわたって詳細に記述している。いずれも南が政府関係者に接近したり、政友会の横田千之助など中央政界と結びつきながら日刊新聞の発行や新たな組織の結成を計画していることに、大きな注意を払っている。これは、南が京都府を越えて頭ごなしに中央政界と結びついたことに対する警戒心と嫉妬とも感じられる。また翌年『同和通信』を発行し、スパイ事件の首謀者であった遠島哲男が横田の秘書として登場し、南、平野らと接触しはじめていることが詳述されていて興味深い。

『情勢』の記述は誇張された部分もあるが、これらの南の行動を見てみると、後年全水青年同盟によって批判されたように、幹部独裁といわれても仕方がないような行動であったように思われる。当時の全水の運動が、天皇制国家の枠組みのなかにあつて臣民平等論を基調にした愛国運動的な側面を多分に持っていたとしても、政府関係や中央政界などとの積極的な接触、とりわけそれが資金援助を含むものが多分にあつただけに、被差別部落大衆による自主的・集団的な部落解放運動という創立時の水平運動の論理からすると、南の行動はこの論理からは甚だしく逸脱するものであつた。また南は全水の中央執行委員長という立場にあつて、その指導力と影響力は全水内で最も強かつたといえ、水平運動全体の利益

や全水の民主主義運営という観点からすると南の行動はその破壊につながるもので、中央執行委員長としての権限を越えた独断と批判を受けても当然であつた。このような南の行動が次第にボルシェビキ派の全水青年同盟との軋轢を生んでいく。事実、南の日刊新聞の発行のめくろみも、後の『同和通信』の発行につながった可能性は十分ある。とすれば、『同和通信』の発行は実は強い南の働きかけの結果であり、イニシアも遠島より南の方が強かつたとも考えられる。遠島と南らの具体的な関係がどの程度であつたのか慎重な検討を要するが、これまでスパイ事件を契機とするスパイ遠島と南らの強いつながりを理由とした、南の中央執行委員長の解任など中央執行委員の総辞職は、主として全水青年同盟を中心とした勢力のセクト的対応の結果とされてきた。しかし、先の事実が本当だとすれば、全水青年同盟のセクト的対応を否定しないまでも、それと同様に南らの行動そのものになり問題があるということも事実であり、従来の評価も再検討の必要があろう。全水青年同盟は、自主的・集団的な運動によって解放をめざすという水平運動の論理さえ逸脱するような政府関係や中央政界にすりよつていくような南を中心とした国家主義的な運動とともに、南などの幹部独裁の批判者として登場した。たしかに創立期

の水平社はまだ生まれただけであり、組織としては未整備でまさに「無組織の組織」であり、幹部独裁といわれても仕方がない状態であつた。しかし、「無組織の組織」などという象徴的な表現でわりきつてしまふのではなく、そのような組織でも一定の組織論が貫徹しているのであり、具体的には創立期の全水における指導部の選出と権限、政策の決定過程、会議等の開催方法、地方水平社との関係、財政的基盤など組織とその運営にかかわる問題が、思想と運動に関連づけながら独自に説明されねばならない。これらを説明しなければ、全水青年同盟が、創立期水平運動のどのような問題を克服しようとしたか、またいかなる運動と組織を実現しようとしたか、その言動の客観的な評価は不可能であらう。

六

以上長くなつたが、私の問題意識にしたがつて『情勢』から特徴的であると思われることについて何点か指摘してきた。先に記したように『情勢』は、水平運動の取り締まりを担当した地方行政側の報告書であり、具体的事実には注目すべきものが多々あるが、その記述に込められた評価については注意を要する。しかし、この時期の

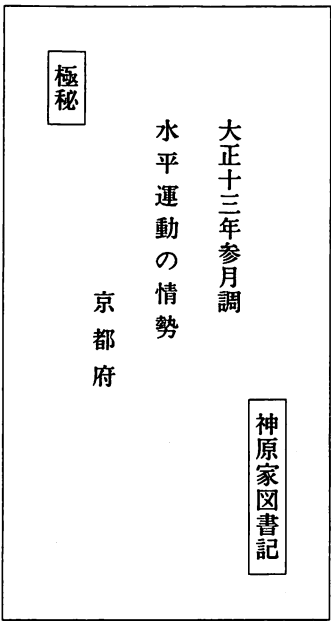
全水や京都を中心とした水平運動の展開に関する史料、とりわけ運動側の史料が他の時期に比較して少ない状況のなかで、『情勢』は官憲側の史料とはいえ、その欠を埋める貴重な史料といえる。

最後になつたが、『情勢』について存在と内容をご教示くださり史料紹介を勧められた香川大学法学部の高野真澄教授と、ご高配をいただいた香川大学附属図書館に心より感謝申し上げます。

(凡例)

- 一、目次の丁づけは原史料のものである。
- 二、原則として漢字の異字・俗字・略字などは新字体に改めた。
- 三、原文はすべて旧かなづかいであるが、誤りも原文のままとした。また誤字・脱字は訂正せず横に(ママ)を付した。
- 四、事項、人名等については、誤った記述であっても訂正せず横に(ママ)を付した。
- 五、原文の句読点は適宜付し、濁点の有無は原文のままとした。
- 六、第六編の「一、家庭」については、南梅吉と水平社の活動家であつた敬介以外の名は□とした。

(表紙)



目次

第一編 水平社ノ成立

一、創立経過 四

二、創立大会ノ状況 四

三、大会後ノ運動状況 五

(1) 本願寺ニ対スル運動 八

(2) 本部事務所ノ設置 八

(3) 機関雑誌ノ発行 八

(4) 宣 伝 九

(5) 幹部ノ内務省出頭 九

四、地方水平社ノ創立 一〇

五、大会其ノ他ノ費用収支状態 一一

第二編 第二回大会並大会後ノ情况

一、第二回全国水平社大会 一一

(1) 大会ノ準備 一一

(2) 大会ノ状況 一二

イ、代表協議会 付決議事項 一四

ロ、大会 一七

ハ、事故 一八

(3) 第二回大会費ノ収支 一九

二、大会後ノ状況 二〇

(1) 幹部ノ内相其他訪問 二〇

(2) 奈良県下対国粹会騷擾応援 二一

(3) 本願寺紀念法要ニ対スル運動計画 二二

(4) 日刊新聞発行計画 二二

(5) 羅馬法王庁使節問題ニ対スル態度声明 二二

(6) 震災ニ関スル行動 二三

イ、水平社員ノ大挙上京計画 二三

ロ、再度ノ大挙上京計画 二四

ハ、義捐義品寄贈 二五

三、水平社ノ全国的弥蔓 現在水平社数 二六

四、水平社分裂ノ兆 二七

第三編 水平運動ノ反響

一、水平社員ノ行動 二八

(1) 差別糾弾 二八

(2) 其ノ他ノ弊害 二九

(3) 水平運動ノ犯罪 三〇

二、一般部落民ニ及ホシタル影響 三二

(1) 部落民ノ思想傾向 三二

(2) 部落民ノ反水平運動抬頭 三二

イ、同盟一心会 三三

ロ、頌徳会 三三

ハ、国民研究会 三三

ニ、其ノ他全国部落知名士有力者等ノ会合 三四

三、普通人ノ水平運動ニ対スル態度 三五

(1) 部落民使傭者 三五

(2) 小学教員 三五

(3) 一般ノ感想 三六

四、部落民ト本願寺関係 三六

第四編 水平社ト社会主義者其ノ他ノ関係

一、社会主義者トノ関係 三七

二、労働団体及農民団体トノ関係 三七

三、国粹会トノ関係 四一

第五編 水平社ト政党関係 四一

一、憲政会京都支部トノ関係 四一

二、南委員長ト政友会関係 四二

第六編 南梅吉ノ動静 四二

一、家庭 四二

二、性質素行 四三

三、教育職業及生計状況 四三

四、資産及負債 付南ノ横領被告事件 四三

五、注意ヲ要スヘキ主ナル行動 四四

(1) 日刊新聞計画 付同胞協調會計画 四四

(2) 羅馬法王庁使節問題ニ対スル関係 四六

(3) 大官訪問 四七

(4) 其ノ他 四七

附 録

全国水平社連盟本部幹部一覽表 四八〜五〇

京都府下水平社一覽表 五一

第一編 水平社ノ成立

一、創立經過

水平社ノ創立ハ、大正十年春頃奈良県葛城郡被上村大字柏原部落青年阪本清一郎、駒井喜作、清原一隆ノ三名ニ於テ主唱シ、其ノ趣意トスル所ハ、部落民ハ最早徒ラニ他ヲ呪ヒ自己ノ不遇ヲ啣ツヘキ時代ニアラス。吾人モ亦人間ナルコトヲ明確ニ意識シ、自ラ生ノ尊キヲ自覺シテ部落民タル賤稱ニ恥チズ、白昼堂々部落民タルヲ公言スルノ自信ヲ有スルト共ニ、旧来ノ哀訴的態度ト倚頼心ヲ捨テ、社会ニ対シ自ラ進ムテ対等ノ生存価値ヲ要求スヘク、其ノ手段トシテハ同種族ノ集團的威力ニ訴フヘシト謂フニ在リ。蓋シ其ノ創始者タル阪本、駒井、清原等ハ何レモ部落民ノ少壯急進派ヲ以テ任シ、予テ社会主義ヲ云為シテ常ニ堺利彦ヲ崇拜シ堺其他ノ特別要視察人ニ面識アル者ナレバ、本計画ノ裡面ニハ主義者ノ援助アリ。又其ノ究極ノ目的ハ一般的階級闘争ノ渦中ニ投シ、社会主義者等ト呼応シテ社会ノ改造ニ参画セムトスルニアラサルヤヲ疑ハシメタリ(主筆者ノ水平運動援助ノ事。其ノ後詳述スル所如シ)。

京都市上京区鷹野部落築只青年會長南梅吉ハ、同年五月団員ヲ率ヒテ奈良市ニ遠足セシ際、同市西ノ阪町大和同志会主腦松井庄五郎方ニ於テ阪本、駒井等ヨリ本計画ヲ聞クヤ率先之ニ共鳴シ、帰洛後下京区東七条部落青年

団幹部藤岡規矩三ヲ引入レ、藤岡ヲシテ屢々奈良県下ニ往復セシメ之カ実現ニ努力セシ結果、逐次具体化シ同年十二月駒井ノ宅ニ水平社創立事務所ヲ置キ、翌十一年一月水平社創立趣意書「よき日のために」ト題スル小冊子一千部ヲ刊行シテ全国著名ノ部落ニ頒布シ、同時ニ上記阪本、駒井、清原、南、藤岡ノ五名創立委員トナリ交々近畿地方重ナル部落ヲ行脚シテ賛同ヲ求メ、又有志ノ創立寄付金ヲ集ムル等設立準備ニ没頭セリ。斯クテ二月中旬創立事務所ヲ京都市(藤岡規矩三宅)ニ遷シ、同時ニ創立大会ヲ三月三日京都市公会堂ニ於テ行フ旨ヲ発表スルヤ、東京ヨリ警視庁甲号平野重吉、奈良県宇智郡五条町ヨリ千崎富一郎入洛シ、京都市在住乙号特要近藤惣右衛門ト共ニ創立委員ニ加ハリ、宣言、綱領、決議及規定ノ起稿等ニ助力セリ。

二、創立大会ノ状況

大正十一年三月三日、京都市公会堂ニ於テ南梅吉司會ノ下ニ予定ノ如ク全国水平社創立大会ヲ開催セリ。当日ノ出席者ハ總數約一千名ニシテ其ノ大部分ハ京都市在住部落民ナリシガ、奈良県ヨリ約五十名、大阪、滋賀、三重、兵庫、岡山、広島、和歌山及東京ノ各府県ヨリ数名乃至数十名参会シ、午後一時司會者南梅吉ノ開會ノ辞ニヨリ大会ヲ開キ、阪本清一郎ノ創立經過報告ニ亞キ藤岡

規矩三、駒井喜作等交々立チテ左記綱領、宣言、決議等ヲ朗読可決シ、次テ演説会ニ移リ平野重吉、近藤惣右衛門、清原一隆以下十数名ノ各地方代表並少年代表山田孝野次郎(奈良)、婦人代表岡部ヨシ子(大阪)等ノ演説アリ。所論社会組織ノ改造ヲ叫ビ、或ハ資本主義ノ倒壊ニ言及スル等激越ナルモノ少カラザリシガ、午後四時無事大会ヲ終リ引続キ午後五時ヨリ各府県代表協議会ヲ開キ約八十名出席。劈頭中央執行委員長ノ選挙ヲ行ヒ南梅吉當選シ、次テ(一)速ニ各地方部落ニ水平社ヲ創立スルコト、(二)加入者ハ「水平社同人」ナル標札ヲ掲クルコト、(三)近ク大阪、奈良、東京ニ大会ヲ開クコト、(四)機関雜誌「水平」ノ剰余金ハ本部維持費ニ充ツルコト等ヲ協定シテ、午後六時三十分散會セリ。

宣言

全国に散在する吾が特殊部落民よ団結せよ。長い間虐められて来た兄弟よ、過去半世紀間に種なる方法と、多くの人々によつてなされた吾等のための運動が、何等の有難い効果を齎さなかつた事実は、夫等のすべてが吾々によつて、又他の人々によつて毎に人間を冒瀆されてゐた罰であつたのだ。そしてこれ等の人間を勵めるかの如き運動は、かへつて多くの兄弟を墮落させた事と想へば、此際吾等の中より人間を尊敬する事によ

つて自ら解放せんとする者の集團運動を起せるは、寧ろ必要である。

兄弟よ、吾々の祖先は自由、平等の渴仰者であり、実行者であつた。陋劣なる階級政策の犠牲であり勇らしき産業的殉教者であつたのだ。ケモノの皮剥ぐ報酬として生々しき人間の皮を剥取られ、ケモノの心臓を裂く代価として、暖い人間の心臓を引裂かれ、そこへ下らない嘲笑の唾まで吐きかけられた呪はれの夜の悪夢のうちにも、なほ誇り得る人間の血は、涸れずにあつた。そうだ、そして吾々は、この血を享けて人間が神にかわらうとする時代にあつたのだ。犠牲者がその烙印を投げ返す時が来たのだ。殉教者がその荆冠を祝福される時が来たのだ。吾々がエタである事を誇り得る時が来たのだ。吾々は、かならず卑屈なる言葉と怯懦なる行為によつて、祖先を辱しめ、人間を冒瀆してはならぬ。そうして人の世の冷たさが何んなに冷たいか、人間を勵める事があるかをよく知つてゐる吾々は、心から人生の熱と光を願ふ禮讃するものである。

水平社はかくして生れた。

人の世に熱あれ、人間に光あれ。

綱領

- 一、特殊部落民は部落民自身の行動によつて絶対の解放を期す
- 一、吾々特殊部落民は絶対に経済の自由と職業の自由を社会に要求し以て獲得を期す
- 一、吾等は人間の原理に覚醒し人類最高の完成に向つて突進す

決議

- 一、吾々ニ対シ穢多及ヒ特殊部落民等ノ言行ニヨツテ侮辱ノ意志ヲ表示シタル時ハ徹底的糾弾ヲ為ス
- 一、全国水平社京都本部ニ於テ我等団結ノ統一ヲ図ル為メ月刊雑誌『水平』ヲ発行ス
- 一、部落民ノ絶対多数ヲ門信徒トスル東西両本願寺ガ此際我々ノ運動ニ対シテ抱蔵スル赤裸々ナル意見ヲ聴取シ其ノ回答ニヨリ機宜ノ行動ヲトルコト

則

- 一、各府県水平社ハ水平社ニ加盟シタル各地ノ個人又ハ団体ニ依リテ組織ス。各二名以上ノ地方委員ヲ選挙スルコト
- 二、全国水平社本部ハ京都市ニ設置シ地方委員ニ依ツテ中央執行委員長一名、若手ノ執行委員ヲ選挙スルコト
- 三、中央執行委員長ハ春秋二回ノ大会ヲ開催シ年一度

大正十一年四月十一日

全国中央執行委員長 南 梅吉

真宗大谷派管長 大谷光演殿

真宗本願派管長事務取扱 大谷尊由殿

一、向後二十年間我等部落寺院及門信徒ニ対シ如何ナル名義ニ依ル募財ヲモ中止サレタキ事

理由

我々が従来特殊部落其ノ他ノ名ニ依リテ一般社会ヨリ侮辱ヲ受ケタル禍根ノ一ハ、部落民ノ経済的ニ貧弱ニシテ文化生活ノ充実ヲ期シ難カリシニヨルモノト信ス。而シテ此際、蹴起シテ解放運動ヲ徹底セシメントスルニハ必ス、経済的独立ヲ計ラザルベカラズ。是ニ対シ既ニ我等ノ行動ヲ賛セラレタル本願寺ハ右通告ヲ諒納サルヘキ当然ノ社会的、宗教的義務アルモノト信ス。是レ本通告ヲ為ス所以ナリ。

(2) 本部事務所ノ設置

大会後間モ無ク上京区鷹野北町中央執行委員長南梅吉宅ヲ本部事務所ト為シ、「全国水平社本部」ナル標札ヲ掲ケシカ、後又「全国水平社連盟本部」ト改称シタリ。

(3) 機関雑誌ノ発行

機関紙月刊「水平」ハ畜ニ宣伝ノ用ノミナラズ本部

- 地方委員ヲ全国水平社会議ニ召集スル権能ヲ有ス
- 四、地方委員ハ臨時全国水平社会議ノ開催ヲ中央執行委員長ニ提議スルコトヲ得
- 五、地方委員ハ各選挙者ノ三分ノ二以上ノ信任ヲ欠ク場合ハ其ノ資格ヲ失ス
- 六、各地方水平社ハ全国水平社綱領ニ依リ自由ノ行動ヲ取ルコト
- 七、各府県地方水平社ノ規約ハ各々任意トス

三、大会後ノ運動状況

(1) 本願寺ニ対スル運動

三月四日、南梅吉外五名ハ東西両本願寺ニ出頭シテ大会決議第三項ヲ示シ本願寺ノ意嚮ヲ糺シタルガ、東本願寺ハ阿部事務総長面接シ「水平社ノ趣旨ハ真宗教義ト一致スルヲ以テ出来得ル限り後援ヲ為スヘシ」ト、又西本願寺ハ花田執行面接シ「水平社ノ趣旨ハ賛成ナルモ当本願寺ハ単独本問題ニ尽ス考ヘナリ」トノ答弁ヲ得シガ、次テ四月十一日両本願寺ニ対シ内容証明郵便ヲ以テ部落民ノ募財中止ニ関スル左記通告書ヲ発送セリ。

決議

曩ニ我等ノ行動ニ対シテ賛意ヲ表セラレタルニ付、左ノ一項ヲ及通告候也

維持費ヲ得ル点ニ必要切ナルモノアル為、大会後清原、千崎、近藤、平野ノ四名本部ニ詰切り編輯ヲ急シガ、印刷費及新聞保証金ノ調達意ノ如クナラズ、結局七月上旬ニ至リテ第一号三千部ヲ発行シ、京都、奈良、大阪、兵庫、三重、埼玉、福岡等ノ大会参会者ニ宛一百部乃至数百部ヲ郵送シ、更ニ同年十一月第二号三千部ヲ発行シテ前同様各地ニ郵送セシガ、誌代ノ回収困難ニシテ予期ノ収利ヲ見サリシニ依リ自然廃刊ノ姿トナレリ。

附記

本機関紙第一号ニハ、警視庁甲号特要佐野学ノ「特殊部落解放論」、神奈川県甲号特要伊藤野枝ノ小説「火つけ彦七」、及第二号ニハ警視庁甲号高橋貞樹ノ「古代奴隸制度史考」ヲ掲載シ、他ハ何レモ主トシテ水平運動ノ宣伝ニ関スル記事ヲ掲ケシガ、不穩ト認ムルモノハナカリシ。

(4) 言論及出版ニヨル宣伝

イ、言論宣伝

大会後先ツ近畿各地部落ニハ幹部出張シテ宣伝演説会ヲ開催シ、遠隔ノ地ニハ書面ニ依リ水平社ノ創立ヲ促セシガ、特ニ京都、大阪、奈良、三重、兵庫、愛知ノ各府県下ニ於テハ数ヶ所乃至十数ヶ所ニ亘リ

巡回的ニ宣伝演説ヲ為セシ為、之等ノ府県部落ニハ漸次地方水平社ノ創立ヲ見タリ。
ロ、印刷物ノ頒布

印刷物ニ依ル宣伝ハ、本部刊行ノ物ヲ除ク外ハ発行者ノ自費ニ依レルモノニシテ、本部ノ手ヲ経テ各地ニ配布シタリ、其ノ種数左ノ如シ。

A、小冊子平民世界 参月下旬近藤惣右衛門発行、部数一千部

B、水平社リーフレット「人間ニカヘレ」ト題スルモノ、四月下旬奈良良泉下ニ於テ千崎富一郎発行、部数一千部

C、对本願寺募財不応勧告宣伝ビラ(本願寺ニ対スル募財中の支向ヲ解セルモノ) 五月下旬本部発行、二千部

D、水平社パンフレット「良き日の為めに」ト題スルモノ(本報社ノ機関ヲ解セルモノ) 六月下旬東京市ニ於テ平野重吉発行、部数一千部

(5)幹部ノ内務省出頭
水平運動宣伝演説会ニ於ケル論旨往々過激ニ渉ルガ為、至ル所警察官憲ノ嚴重ナル取締ヲ受ケシニ対シ、南本部長ハ一応監督官庁ノ諒解ヲ受ケ置ク必要アリトシ、六月下旬上京セシガ帰洛後在京幹部平野重吉ト共ニ内務省ニ出頭シ、大臣、警保局長並社会局長ニ面謁

ゼシガ、是等ノ状況ハ更ニ後段ニ詳述セムトス。

五、大会費其ノ他ノ費用収支状態

(1)大会費

創立大会ニ要シタル費用ハ約四百円(總管費代五拾円、役員六拾円、自費約五拾円、雜費約四拾円、地方代表費及約式百円)ニシテ、該費用ハ寄付ニ使フコト、シ、南梅吉ニ於テ部落出身者タル国粹会京都支部評議員長勇山事増田伊三郎ヨリ金百円ヲ受ケ、次テ予テ私交アル憲政会所属京都市會議員西尾林太郎ニ援助ヲ請ヒ、西尾ノ尽力ニヨリ部落ニ地盤ヲ有スル当府市會議員及其ノ他ノ利害關係者ヨリ内密左ノ通總額二百五拾円ノ寄付ヲ受ケ合計参百五拾円ヲ得シガ、不足額五拾円ハ幹部南梅吉、阪本清一郎ノ兩名ニ於テ立替支弁セリト謂フ。

参拾円 浅田義治(憲政会支部幹部ニシテ、自費)

参拾円 西尾林太郎(憲政会支部幹部)

式拾円 鈴木紋吉(同上)

拾円 田中新七(同上)

式拾円 星野湖一郎(憲政会支部幹部)

式拾円 荻崎佐次郎(同上)

拾円 安彦勘吾(同上)

ノ上親シク水平運動ノ趣旨ヲ述ヘ好意的諒解ヲ受ケタル旨宣伝セリ。

四、地方水平社ノ創立

大会後ノ宣伝ニヨリ間モ無ク京都府下ニ於テ田中町ニ京都水平社(社員約五十名)、鷹野北町ニ千本水平社(社員約二十名)、相楽郡笠置村ニ笠置水平社(社員約六十名)ノ設立ヲ見シガ、市内七部落戸数三千八百余、人口二万七千余、郡部百四十三ヶ部落(内五十戸以上ノモノ)ニ八ヶ部落、戸数約二千、人口二万一千、合計約四万参千人ノ部落民ヲ有スル地トシテハ其ノ反響比較的少カリシ。盖シ創立大会當時京都市部落民ヨリ約一千ノ参會者ヲ出シコトハ、創立者ヲシテ頗ル得意ノ色ヲ為サシメタル所ナリシモ、大会ノ結果ハ参會者ノ大部分ヲシテ弁士多数ノ奇驕過激ナル言論ニ墮感セシメ、殊ニ彼等ノ最モ嫌忌スル穢多賤稱ヲ自稱シテ立タムトノ主張ニ対シ深ク反感ヲ抱キ、水平運動ハ反ツテ部落民ノ向上ヲ阻害ストノ信念ヨリ、之ニ反対ノ傾向ヲ生セシガ為ニシテ、一部水平社ノ設立ニ依リ少数ノ水平社同人ト稱スル者ガ差別者糺彈ノ結果、全般ノ部落民ガ普通人ヨリ敬遠セラレ、情況ヲ見ルニ及ビ、多数ノ部落民ハ益々水平社ノ行動ヲ憎惡シ、青年団等ニ於テ之ニ反対ノ決議ヲ為シテ態度ヲ明ニシ、或ハ殊更水平運動ヲ防止ノ団体ヲ作ルモノ等生

式拾円 久保長次郎(府市會議員)

式拾円 (憲政会支部員中貳円乃至五円ヲ配出ス)

合計 貳百五拾円

(2)大会後ノ運動費用

大会後幹部ノ近畿各地往復旅費、機関紙發行費、其ノ他ノ雑用ニ相当ノ金銭ヲ消費セシガ、之等ハ何レモ上記浅田義治ヨリ南又ハ阪本ノ名ニ於テ通り借入レ充當セリ。

金参百円 三月十九日版

金五百円 七月四日版(雜誌「水平」保証金ニ納入)

金五百円 七月下旬

金二百円 十月初旬南

合計 (千五百円)

右ノ貸金ハ九月末雜誌「水平」ノ誌代ヨリ参百円、爾後年末迄ノ間數回ニ四百七拾円計七百七拾円ヲ返済シ、残七百参拾円ハ遂ニ返済セス。

第二編 第二回大会並大会後ノ情勢

一、第二回全国水平社大会

(1)大会ノ準備

イ、水平社旗(荊冠旗)ノ作製及各地代表者ノ招集通知

全国水平社第二回大会二関シ一月下旬南梅吉、阪本清一郎、駒井喜作、清原一隆、栗須七郎等ノ最高幹部寄り協議ノ上水平社旗（毛斯地黒色ニ紅ノ荆棘冠ニ描出シ荆冠旗ト称ス）ヲ作製シ、且之ヲ大会前ニ各水平社ニ代価拾円（拾圓ニ同）ニテ売渡シ、其ノ利金ヲ大会費ニ充当スルコト、二月十七日大阪市南区西浜栄町二丁目大阪水平社本部ニ各府県水平社代表者ヲ招集シ、第二回大会準備委員会ヲ開催スルコト等ヲ打合せ、二月下旬各地方水平社ニ通知シタリ。

ロ、準備委員会ノ状況

二月十七日ノ準備委員会ニ出席セシ地方水平社代表ハ約四十名ナリシガ、南、駒井、阪本、栗須等ノ最高幹部ハ其ノ前日大阪水平社本部ニ落合ヒ委員会ニ於ケル議題ヲ協定シ、尚該委員会ハ官憲ノ干渉アルニ於テハ地方ノ純札ナル代表ヲ畏怖セシメ、将来ノ運動上支障少カラサルニ付絶対秘密裡ニ行フコト、シ、会場ヲ第一次大阪水平社本部、第二次洋服倶楽部（東区谷町四丁目）、第三次木本正胤宅（大輪寺町下町）ト定メ、第一会場ノミヲ発表セリ。

斯クテ翌十七日午前十時頃ヨリ大阪水平社本部ニ集リシ代表者ニ対シテハ嚴重ナル資格審査ヲ行ヒタル後、午後二時頃場所狹隘ノ名ノ下ニ洋服倶楽部ニ

至ラシメシガ、参会者ハ約百名ニ上リ左記各項ヲ協定シ午後五時散会セシガ、最高幹部約二十名ハ更ニ第三会場木本正胤方ニ向ヒ大会迄ノ間ニ於ケル宣伝方法及大会ニ鮮人主義者、労働運動者等ニ入場券ヲ交付スルコト等ヲ密議シタリ。

(一) 第二回大会ハ三月二日、三日ノ両日京都市公会堂ニ於テ挙行シ、前日ヲ代表協議会ト為スコト

(二) 協議員數ハ参百戸以下ノ部落ハ二名、参百戸以上ハ参名タルコト

(三) 会場ノ秩序ヲ保ツ為各部落ヨリ屈強ナル者二名ヲ選抜シ、風紀係トシテ参月二日午前九時迄ニ仮事務所ヘ到着セシムコト

(四) 各水平社ハ本部ヨリ荆冠旗ヲ購入スルコト、代価ハ一本ニ付拾円トス

(五) 荆冠旗ハ長五尺ノ竹竿トシ先端ヲ斜ニ削ルコト

(六) 二月二十五日迄ニ左項六項ヲ連盟本部ニ通知スルコト

代議員氏名、風紀係氏名、大会参加予定人員、京都駅到着時刻、提出議案、地方差別争議ノ數

(七) 大会仮事務所ハ京都駅前宮本旅館トス

ハ、其ノ他ノ模様

前記荆冠旗ハ京都市下京区西条通西洞院東入ル平

岡国旗店ニ於テ原価式円式拾錢ニテ百五十個ヲ作製セシガ、大会迄ニ六十四個ヲ売渡セリ。

大会宣伝ノ為各地方部落ニポスターヲ配付シテ吊下ケ、又數種ノ宣伝印刷物ヲ頒布シ、又入場券ヲ刊行シテ各方面ニ郵送シタリ。又大会期日ノ切迫ニ從ヒ本部幹部ニ属スル者ハ二月二十八、九日頃ヨリ連盟本部ニ詰切り提出議案及当日撤布スヘキ宣伝ビラヲ印刷ニ付シ、或ハ地方参会者ノ宿所配置ヲ定メ、又参月一日仮事務所ヲ京都駅前東旅館京都館ニ移シテ役員ノ部署ヲ定ムル等諸般ノ準備ヲ整ヘタリ。

(2) 大会ノ状況

大会出席ノ地方水平社員ハ一日午後ヨリ陸續入浴シ旅舎ニ入りシ者ノミニテ五百名ヲ超ヘシガ、翌二日ノ協議会出席人員ハ比較的少ク總數約八百名ナリシモ、翌参日ノ大会ニハ約一千二百名入場セリ。又管外入浴者ハ前日ハ比較的静肅ニ会場ニ往復セシモ、参日朝大会ニ向フ途中ハ約六百名一団トナリテ東本願寺阿弥陀堂ニ上リテ万歳ヲ三唱シ、清原一隆、平野重吉兩人ハ簡單ナル演説ヲ為シテ同寺ヲ出テ、更ニ西本願寺ニ至リ阿弥陀堂前ニ集リ万歳ヲ唱ヘタル後、泉野利喜蔵ハ賽銭箱ノ上ニ昇リテ「吾々ハ此ノ偶像の宗教ニ代ヘ自由教壇ヲ造ルヘシ」、又駒井喜作ハ「吾々ハ東西兩本願

寺ノ募財ヲ拒絶ス」トノ決議ヲ提議可決シタル後会場ニ向ヘリ。

イ、代表協議会（参月二日）

午後一時栗須七郎ノ辞ニヨリ開会、栗須ノ發議ニヨリ議長ニ南梅吉、副議長ニ京都水平社寺田正四郎、大阪水平社島田忠三郎、議事進行係ニ駒井喜作ヲ推薦シ、南梅吉議長席ニ就キ、阪本清一郎ノ経過報告、清原一隆ノ會計報告アリ。次テ左記議案ヲ議シ最ニ後ニ本部執行委員長ノ選挙ヲ行ヒシガ、栗須ノ發議ニヨリ南梅吉ヲ再選シ午後十時十分無事散会セリ。

議案

(可決事故) 参拾参件

一、小学校ニ於ケル差別ニ関スル件

二、人間ハ尊敬スヘキコトヲ小学校ニ徹底サスノ件

三、全国少年少女水平社設立ノ件

四、軍隊ニ於ケル差別ニ関シ陸海軍大臣ニ抗議書提出ノ件

五、侮辱的言辭ヲ以テセサル差別糾弾方法ノ件

六、一般民間ニ於テ穢多等ノ言葉ヲ弄シタルヲ見聞シタル場合ノ態度ニ関スル件

七、差別事件ノ法律的保証アル迄直接行動ヲ訴フル件

- 八、本籍ヲ離レタル者ノ差別事件ニ関スル件
- 九、戸籍簿身許調査等ノ改正ヲ要求スルノ件
- 一〇、改善論者部外ト同族ニ対スル態度ニ関スル件
- 一一、部落民ノ商業上ノ連絡ヲトルノ件
- 一二、生産組合、消費組合ヲ設立スルノ件
- 一三、本願寺ヨリ独立シテ自由教壇トスル件
- 一四、水平図書館、巡回図書館設立ノ件
- 一五、黒衣同盟ニ関スル件
- 一六、小部落ノ宣伝ハ最寄部落ヨリスル件
- 一七、全国婦人水平社設立ノ件
- 一八、水平運動今後ノ方針ニ関スル件
- 一九、水平印刷所設置ノ件
- 二〇、水平週報発行ノ件
- 二一、水平月刊ノ件
- 二二、水平社同人ヲ偽称スル者ヲ取締ル件
- 二三、青年団、在郷軍人会改造ノ件
- 二四、水平運動ヲ理解セザル部落民ニ対スル宣伝機
関設置ノ件
- 二五、水平運動ノ国際化ニ関スル件
- 二六、募財拒絶ノ徹底ヲ期スル件
- 二七、水平運動ニ寺院ヲ解放セシムル件
- 二八、立教開宗七百年法会ニ水平運動宣伝ノ件

- 二九、農村ニ在リテハ農民組合ヲ設置スル件
- 三〇、水平記念日ヲ定メル件、三月三日ヲ水平デー
トスル件
- 三一、大会開催地ヲ毎年変更ノ件
- 三二、徳川家一門ニ対スル抗議ノ件
- 三三、水平運動ニ不利益ナル記事ヲ掲グル新聞社ヲ
排斥スル件
- (修正可決事故) 二件
- 三四、一般民ヨリ離婚セラレタル時慰藉料ヲ要求ス
ルノ件(各地方水平社ノ任意トスルコトニ修正
可決)
- 三五、青少年闘士養生ノ件(雄弁家養成機関設立ノ
原案ヲ水平運動ノ一線ニ立チ社会改造ノ前衛ニ
立ツ力量アル者ヲ養成スルコトニ修正可決)
- (否決事項) 八件
- 一、侮辱処罰ノ特別刑法設定ヲ建議スルノ件
- 二、人材登用ノ道ヲ講スル件
- 三、部落ヲ解放シ都會に移住ヲ期スル件
- 四、部落民ノ経済的解放ヲ期スル為水平銀行水平物
産取引所ヲ設立ノ件
- 五、水平大学設立ノ件
- 六、治安警察法第十七条撤廃ノ件

- 七、普選運動ノ件
- 八、次年度ヨリ大会ヲ五月一日ニ開催ノ件
- (保留事項) 五件
- 一、平和思想ヲ普及宣伝スルノ件
- (註)軍隊ヲ特権階級、有産階級擁護機関ナリト
シ、又現軍事当局ヲ侵略主義ナリトシテ反軍國
主義ヲ こ ムトセシモノ
- 二、政府ノ侮蔑的改善策及恩惠的施設ニ強硬抗議ノ
件(議長握潰)
- 三、労働露西亞ノ無条件承認ノ件(委員保留)
- 四、労働露西亞ニ於ケル猶太人状態視察調査ノ件(議
長握潰)
- 五、水平社ト朝鮮人ノ提携ニ関スル件(議長握潰)
- (撤回事故) 拾五件
- 一、侮辱処罰ノ特別刑法設定ヲ上奏ノ件
- 二、各村ニ村医ヲ解放スルノ件
- 三、部落改善費拒絶スルノ件
- 四、部落改善費ヲ拒絶シ徹底的改善策ヲ建議スル件
- 五、政府当局ヲ鞭撻監視シテ部落民ノ完全解放ヲ期
セシムル件
- 六、購買組合設立ノ件
- 七、部落貧困者救済ノ道ヲ講スル件

- 八、大都市ニ水平運動ヲ徹底サスノ件
- 九、一般社会運動参加ノ可否ニ関スル件
- 一〇、各府県特別選定委員設置ノ件
- 一一、水平運動自治資金ニ関スル件
- 一二、同族侮辱ニ就テ政府ノ意見ヲ問フ件
- 一三、侮辱的言辞ヲ弄シタル者ヲ徹底的ニ罰処スル
件
- 一四、水平社本部員ヲ議會ニ出席セシムル件
- 一五、納稅義務五十年間免除請願ノ件
- (以上總計六拾參件)
- 口、大会(參月參日)
- 大会ハ左ノプログラムニ依リ南梅吉座長トナリ、
午前十時四十分開会午前十一時五分終了セリ。
- (一)開会ノ辞 南 梅吉(本部長)
- (二)代表協議会決議事項報告 駒井忠三郎(京都)
- (三)宣言(前年同様) 泉野利喜藏(大阪)
- (四)決議 福本義乘(奈良)
- (參照)
- 第二回大会決議
- 一、吾等ニ対シ穢多及特殊部落民其ノ他ノ言行ニ依
リテ侮辱ノ意思ヲ表示シタルトキハ徹底的糺弾ヲ
期ス

一、東西両本願寺ニ対シ募財拒絶ノ断行ヲ期ス
 一、政府其ノ他一切ノ侮辱的改善及恩惠の施設ノ根本的改革ヲ促ス
 創立当時ノ決議

一、(上二同シ)

一、全国水平社京都本部ニ於テ我等団結ノ統一ヲ図ル為月刊雑誌「水平」を発行ス

一、部落民ノ絶対多数ヲ門信徒トスル東西両本願寺ガ此際我々ノ運動ニ対シテ抱蔵スル赤裸々ナル意見ヲ聴取シ其ノ回答ニヨリ機宜ノ行動ヲトルコト
 (五)祝詞祝電朗読 平野重吉外数名

大会ニ引続キ演説会ニ移リ、東京、愛知、伊賀、滋賀、高知、三重、大阪、和歌山、伊勢、兵庫、奈良、大分、京都、広島、福岡、埼玉、静岡、和泉ノ各地方一名宛ノ代表演説及少女代表増田ヒサエ(京都)、婦人代表阪本カツエ(奈良)、少年代表山田孝野次郎(奈良)外十四名ノ五分間演説アリテ午後三時四十分閉会セリ。

八、大会ニ於ケル事故

イ、治安警察法第九条(集会ニ於ケル犯罪人賞恤禁止)違反事件

代表演説ノ央ニ於テ本部幹部清原一隆ハ前年愛

知県ニ発生セシ脅迫、傷害犯人五名及奈良県大正村小学校ニ発生セシ騒擾犯人一名ヲ演壇ニ整列セシメ、水平社運動開始以來熱烈ノ余リ犯罪者トナリシ名譽アル囚人云々ト之ヲ賞揚セシテ以テ刑事事訴追ニ付セリ。

ロ、公務執行妨害並傷害事件

三日午後参時頃、会場前二条橋西詰ニ交通整理ニ従事中ノ川端警察署巡査中西貞幸ガ、数名ノ水平社員ガ丁稚ヲ殴打シツ、会場ニ拉致セルヲ認め其ノ暴行ヲ制止セシニ附、近ニ在リシ数十名ノ社員同巡査ヲ包囲シ制帽及佩剣ヲ奪ヒテ袋叩キト為シ報ニヨリ、馳付ケタル同署警部補小村谷善吉、同藤住松太郎ノ兩人ニ対シテモ同様包囲シ、竹、下駄等ヲ以テ暴行ヲ加ヘ何レモ治療七日間乃至十日間ヲ要スル創傷ヲ被リシガ、同署ヨリ警部以下参拾四名駆付ケ鎮撫セリ。

而シテ本件ハ即時挿査ニ着手シ、加害者京都水平社員朝田善之助以下五名ヲ検挙シ訴追シタリ。

(3)第二回大会費用ノ収支

収入之部

金 式 百 円 借入金(刑冠旗代表私名義山集メ)

金六百四十円 刑冠旗六十四本売渡代(一本十円)

金 参 拾 八 円 寄附金(大阪水平社取扱)
 金 拾 円 同上(南取敢憲政会支部)
 金 四 拾 円 同上(南取敢憲政会所屬京都市会議員西尾村太郎同志ヨリ銀ノシカ如シ)

合計 金九百二十八円

支出之部

金 七 拾 式 円 大会準備委員会席大阪洋服倶楽部其
 他謝礼及諸雑用

金 式 百 式 拾 円 刑冠旗百本代(百五本注文、一本四二
 十銭ノ額五本ハ本委員)

金 拾 七 円 宗川某旅費、三原青々堂払

金 参 拾 円 大会宣伝ポスター代

金 拾 参 円 宣伝ビラ参千枚印刷代

金 六 拾 円 大会宣伝リーフレット代

金 拾 式 円 ポスター、リーフレット各地郵送料

金 拾 式 円 傍聴券五千枚代

金 参 円 委員会議案二百枚印刷代

金 七 円 五 拾 銭 大会役員徽章参百個代

金 七 拾 円 大会々場(京都市)借賃二日分

金 参 円 六 拾 銭 大会使用電灯料

金 四 拾 四 銭 同 電話料

金 八 円 八 拾 八 銭 公会堂諸賠償金

金 八 円 自動車賃

金 六 拾 五 円 幹部十参名汽車賃

金 式 拾 六 円 幹部十参名借賃京都館払
 金 参 円 阪本部設置謝礼京都館払
 金 式 拾 円 本部事務所(南宅)ニ於ケル諸雑用
 金 式 百 円 借入金返済
 金 五 拾 円 南、栗須、平野ノ参名東上旅費
 合計 金九百〇一円四拾式銭

差引

金 式 拾 六 円 五 拾 八 銭 残高

二、大会後ノ状況

(1)最高幹部ノ内相其他訪問

第二回大会ヲ終ルヤ連盟本部委員長南梅吉ハ参月八日委員栗須七郎、平野重吉(警視庁甲号)ヲ同伴シテ上京シ、京橋区銀座一丁目和泉屋旅館ニ投宿シ、参月十六日迄滞在ノ上在京各新聞記者ト会見シテ第二回大会ノ状況ヲ述ヘ、又連日

内務大臣
 警保局長
 社会局長官
 宮内大臣

等ヲ訪問シテ水平運動ニ付陳情シ、更ニ伯爵嗣子有馬頼寧(同愛会長)ノ斡旋ニヨリ華族会館ニ於テ衆議院各派代表者ト会見意見ヲ開陳セシ外、政友会総務横田

千之助ノ招キニ応シ同様陳情セリ。

右南一行ノ上京スルヤ東京ノ各新聞ハ大臣、局長、議員等トノ会見願未、其ノ他ノ行動ニ付連日写真ヲ掲ケテ特筆大書シ、又横田千之助ハ数日後ノ議會ニ「因襲打破ニ関スル連議案」ヲ提出通過セシムル等反響ノ大ナルモノアリシヲ以テ、地方ニ於テハ該新聞記事ニヨリ部落民ハ勿論一般世人ノ深キ注意ヲ惹キシガ、更ニ南ハ帰洛後土産談トシテ至ルル処左記壯語ヲ為シ部落民ヲ感動セシメタリ。

イ、各省大臣ヲ歴訪シ大会決議事項ヲ提出陳情セシガ何レモ同情ヲ寄セラレタリ。

ロ、後藤警保局長ハ一行ノ為特ニ午餐ヲ供シ歡談セラレタリ、其ノ機会ニ水平運動ヲ圧迫スル地方官憲ノ態度ヲ訴ヘ諒解ヲ求メ置キタレハ、今後水平運動ヲ圧迫スル官憲アラバ直接中央ニ訴ヘ制肘シ得ヘシ。

ハ、宮内大臣ト会見ノ際、大臣ハ上陛下ニ於カセラレテモ本問題ニハ少カラス宸襟ヲ悩マサセラレ賜ヘル所ナレバ、他日部落民ノ状態、水平運動ノ模様等ヲ書面ニ認メ差出サバ、摂政宮殿下ノ上覽ニ供スル様取計フベシト述べラレタリ。

ニ、会見セシ貴・衆両院議員ハ何レモ水平運動ヲ了解シ、且將來相当ノ部落救済案ヲ樹立スルコトヲ約言

セリ。

次項ニ掲クル第二回大会後ノ著シキ水平運動ハ発達ノ主因ハ、叙上南一行上京ノ反響ニ刺戟セラレタルモノナリト史料ス。

(2) 奈良県下水平社対国粹会騷擾事件ノ応援

參月十七日奈良県磯城郡川西村下水水平社員ノ差別爭議ニ端ヲ發シタル水平社対国粹会衝突事件ノ勃発スルヤ、連盟本部ニ応援ノ飛電アリシヲ以テ、南ハ奈良在住本部幹部駒井喜作、大阪在住同泉野利喜蔵ニ移電シ、駒井、泉野ノ兩名応援ニ向ヒシガ、事件検査ノ結果駒井、泉野ハ何レモ指揮者トシテ連座シ収監セラレタリ。

(3) 本願寺開祖七百年紀念法要ニ対スル運動計画

四月九日ヨリ同月二十一日ニ且ル東西両本願寺開祖七百年紀念法要ニ當リ、水平運動ヲ開始スヘシトノ第二回大会ノ決議ニ基キ、幹部清原一隆ハ參月下旬大阪水平社ニ於テ同志ト会シ、第一班募財拒絶、第二班自由教壇宣伝、第三班水平運動趣旨宣伝ノ三班ヲ組織シ、一班ヲ凡ソ十人トシ各其ノ先頭ニハ水平社員タル僧侶ヲ立タシムルコトヲシ、京都駅前旅館ニ宣伝本部ヲ設ケ大挙宣伝ヲ為スヘシト提案シ、略其レニ決シタルニ付、当府ハスカル行動ハ穩カナラズト認メ四月二日南

委員長ヲ呼出シ懇諭ヲ加ヘタル結果、南对本願寺間ニ両本願寺ニ於テ自發的ニ「因襲打破」ニ関スル宣伝印刷物ヲ参拜者ニ手交スルコトヲ交換条件トシ、叙上一切運動ヲ中止シタリ。

(4) 日刊新聞発行計画

八月上旬南ハ福井友次郎、一色誠尊等ノ勧誘ニヨリ日刊新聞発行ノ計画ヲ立テ、駒井喜作、栗須七郎等ニ関リ水平運動機関紙ヲラシムルコトヲ為セシガ、震災ニヨリ自然中止トナレリ。本件ハ主トシテ南単独ノ行為ニ係リ、又横田千之助ニ関係アルヲ以テ後段南ノ行動ノ項ニ詳述スベシ。

(5) 羅馬法王庁使交換問題ニ関スル態度声明

八月十日東京各新聞及大阪朝日、毎日等ニ全国水平社委員長ノ名ニ於テ法王庁使節交換問題ニ対スル仏教団ノ態度ニ反対ノ左記声明書ヲ発表掲載セシメタリ（本件ハ南ガ外務省情報部囑託松岡新一郎ノ依頼ニヨリ為シタルモノナリ。「松岡トノ関係ハ別項南ノ行動中ニ詳記ス」）。

宣言

本年春第四十六議會の問題となつた羅馬使節派遣問題について仏教団体が挙つて反対したるに、吾々水平社同人はヴェルサイユ會議當時より日本が世界に向つ

て提唱したる人種的差別待遇撤廃に對する根本精神を是認し、之が實現を期すると共に此精神に悖るものある時は吾々水平社同人は徹底的に其情弊を破らんとするものであるが、其立場から見て人種平等論に悖るところの宗教的異別觀念の排除を期するものであつて、我日本人が人口問題について行詰つた今日、海外に發展の必要上特に宗教的に相互親和することを要するに、日本の宗教的仏教徒が国民外交の真意を諒解せずして、今春以來羅馬使節交換に對する反対運動をなしてゐるは、吾々水平社同人はこのことについて誠に怪しからぬことと思ふものである。元來人種的差別觀念の根本的精神は宗教的異別觀念より來ることは、今日國際的情勢を通じたる者の等しく認ずるところである。然るに第四十六議會に於て政府の提出したる羅馬使節交換問題に對する我國一部の感情的仏教徒の反対理由ハ徒に吾人をして偏狭なる仏教思想に掩はれたるものゝ如き誤解を世界の人々に与へた觀があるこれは實に我々同胞の海外發展及び在外移植民の發展に對して最も大なる齟齬を來たしめたのみならず、吾人の世界的水平運動の精神に悖るもので、斯の如きは既成仏教団体の妄動と認め、且つ我々水平社の主張と反するを以て、吾人は直に東西両本願寺及仏教連合会の使節

派遣反対運動を徹底的に阻止し、其非違を糾弾せんと思ふ。

全国水平社中央委員長 南 梅吉

(6) 震災三関スル行動

イ、水平社員ノ大挙上京計画

関東大震災ノ報伝ハルヤ本部長南梅吉ハ宮中護衛トシテ大挙上京スルノ企テナシ、九月参日午前十時大阪府下在任幹部栗須七郎、泉野利喜蔵、奈良県下同駒井喜作、福岡市滞在同千崎富一郎ニ各「大事件相談アル直ク来イ」ト招電ヲ発シ、同時ニ福岡、三重、愛知、岡山、山口ノ各水平社本部ニ「大事件宮中護衛総動員用意セ」ト打電シ、又京都府下及近畿各地水平社ニ対シテハ出動準備ノ謄写版文ヲ郵送セリ。右ノ計画ヲ察知スルヤ当局ハ混乱地ニ水平社員ヲ大挙上京セシムルハ危険甚シキヲ以テ絶対阻止ノ方針ノ下ニ即日各府県ニ電照スルト共ニ、参日午後参時南ヲ呼出シ本計画ヲ実行セサル様戒告セシガ、本電報ニヨリ四日乃至七日迄ニ管外在任本部幹部ハ勿論大阪、奈良、兵庫、三重、福岡、和歌山、山口、愛知、岡山ノ各府県ヨリ代表者一名乃至二名入洛シ、府下水平社ヨリハ幹部十数名本部ニ集リシヲ以テ重ネテ諭示ヲ加ヘ本計画ヲ実行セシメザリ

キ。其ノ間彼等ハ内蜜左記申合セヲ為シテ夫々帰郷セリ。

(一)各水平社ニ於テハ強社ニシテ係累ナキ男子ヲ選定シ、且伝令数名ヲ置キ一令ノ下ニ何時ニテモ出動シ得ル様準備シ置クコト

(二)水平社ノ名ニ於テ義捐金品ヲ贈ルコト

但シ金品ハ各其ノ他官公署又ハ大阪朝日、毎日、両社ノ内ヘ依託スルコト

ロ、再度ノ大挙上京計画

奈良県下柏原町在任少年弁士山田孝野次郎ハ栃木県大会ノ帰途滞京中震災ニ遭ヒシヨリ、之ガ安否取調ノ為同町在任幹部清原一隆、阪本清一郎ハ、三重県上野町在任幹部田中佐武郎ヲ誘ヒ四日出発上京セシガ、九日入洛南ニ面会シテ路傍ニ死屍累々タル有様ト焼跡ノ始末容易ナラサル実見談ヲ語ルヤ、南ハ更ニ「死体ノ処分」及「灰掻キ」仕事引受ケトシテ大挙上京スヘク計画シ、九月十三日大阪府庁内関西府県連合震災救護事務所ニ出頭シテ右ノ勞務奉仕ヲ願出シニ対シ、平賀大阪府内務部長ハ中央震災事務局ニ出願スヘキ旨指示セシヲ以テ、南ハ之ヲ理由トシ十四日当府ニ上京証明書ノ下付ヲ願出シモ辞ヲ設ケテ下付セザリシガ、同月二十一日上京証明書ヲ要

セサルコトナルヤ、再ヒ上京ヲ企テシヲ以テ更ニ懇諭ヲ加ヘ、且強テ上京スルニ於テハ檢束処分ニ付スヘク嚴重尾行ヲ付セシヲ本計画モ亦実行スル能ハズシテ止ミタリ。

ハ、義捐金品寄贈

義捐金品ニ関スル上記申合セニ基キ、京都市田中、東七条、千本ノ三水平社ハ左ノ通京都市役所ヲ経テ寄贈シタリ。

水平社名	金額	物品			備考
		衣類	米穀	雜品	
京都水平社 中田	円 一、〇〇〇	石 〇.〇		寄付金額ハ最高五拾円最低二拾錢	
東七条水平社	円 一、〇〇〇	石 〇.〇			
千本水平社	円 一、〇〇〇		漬物 樽三	最高拾円 最低二拾錢	

右ノ外九月十三日連盟本部ニ於テ更ニ全国婦人水平社ノ名ニ於テ罹災児童慰問資金募集ノ印刷物ヲ各地水平社ニ発送シ、同月二十日ノ締切迄ニ大阪、奈良、愛知、福井、鳥取、福岡等ヨリ合計二百五十余円ヲ集メシガ、本金額ハ時日ヲ経過スルモ処分不明ニ付、大正十三年一月以來京都区裁判所檢事ニ於テ取調中ナリ。

三、水平運動ノ全国的弥蔓 現在水平社数

大正十一年参月水平社創立大会後第二回大会迄ノ間ニ成立シタル地方水平社ノ数ハ、京都府四、大阪府参、兵庫一、奈良九、三重七、愛知県一、埼玉一ノ合計七府県二十六ヶ社ニ過キザリシガ、第二回大会後(殊ニ南一行ノ上京ニヨル反響後)ハ各府県至ル処水平社ノ創立ヲ見、本部幹部ハ四月以降各地大会ノ出席ニ寧日ナキ状況ヲ呈シ、依テ大正十二年末迄ニ成立セシ水平社ノ數ハ連盟本部ニテハ三府二十二県總數約三百社ト称シ居レルガ、大正十三年参月ノ第三回大会ニ出席セシ代表者ニヨリ大会費(一社ニ付金壹円)ヲ納付セシ水平社數ヲ調査スルニ、左表ノ如ク三府二十二県二百四十八社ニ上リタリ。

府県名	水平社数	社名ノ判明セルモノ
東京	一	
京都	八	京都、千本、東七条、西三条、東三条、笠置、井手、和束

大阪	二六	西浜、同少年、青年同盟、木津、今宮、難波、岸部、新堂、城北、北大阪、中城、西部、船松、梅田、豊中、南王子、北摂、下三番、林、富田、鴨町、荒本、榎本、向野、西大阪、吹田
兵庫	六	神戸本部、番町、住吉、高木、神崎、加東
奈良	二三	小林、金沢、上牧、西穴閣、嘉瀬、市場、大久保、岩崎、西田中、初瀬、大福、下永、梅戸、柏原、大島、飛弾、立野、奈良、中井戸、杏、山内
三重	二六	松阪、岸江、西岸江、上御糸下尾、同佐谷、同東行部、洗ヶ瀬、伊賀中瀬、同依那右、同依那智、同箕川、一志郡上川、大黒田、花岡、駅前田、中原村真鍋、寺井、庄、齊宮、度会、天田、尾上、サワヨリ、伍位殿
愛知	五	
岐阜	二	県本部、大西
静岡	一	県本部
長野	三	
埼玉	三〇	
群馬	二六	
栃木	一五	
滋賀	一	宝木

福井	二	
鳥取	一	
和歌山	一〇	県本部、国町、庄、岩橋、吉田、西之地、吉田、何鹿、本宮、平井
岡山	一四	県本部、神下、上道郡、竹田、一日市、小原、円夫寺、香登、積善、阿本、久田、南方、美作、倉敷
広島	一	県本部
山口	二四	
高知	一	県本部
愛媛	一	
九州	三三	福岡県、佐賀県、熊本県
合計	二四八	

四、水平社分裂ノ兆
 大阪市在本部幹部栗須七郎ハ堺利彦ト交際アリ、常ニ主義的著書ヲ耽読シテ主義思想漸次深刻トナレル疑アル者ナルガ、近来南委員長ガ普選ヲ云為シ或ハ屢々政治家ニ接近スル等ノ行為ニ慚ラス、今宮水平社幹部石田正治(大阪府)ト図リ自己周囲ノ大阪市各水平社及神戸水平社ヲ煽動シ、大正十参年一月以来反連盟本部熱ヲ醸成シツ、アルヲ以テ、早晚水平社ノ分裂ヲ見ルヤモ計リ難シ。
 第三編 水平運動ノ反響

一、管内水平社員ノ行動

大正十一年参月水平社創立大会ノ状況ヲ見タル京都市部落民ノ大多数ハ、弁士ノ過激ナル言動ニ鑑ミ官憲ヨリ相当ノ取締アルヘキヲ予想シ、之ニ共鳴スル者尠ク、大会後数ヶ月間ハ僅カニ上京区田中町部落ニ約参十名、本部所在地タル同区鷹野北町ニ約二十名ノ社員ヲ生シタルニ過キス。從テ其ノ間ニ於テハ甚シキ不遜ノ行動ナカリシモ、翌十二年一月東七条水平社ノ成立セシ頃ヨリ漸次社員ノ数増加シ、第二回大会後ハ京都市ノミニテ約五百ノ社員ヲ生セシ為メ、漸ク多数ヲ恃ミテ暴戾不遜ノ行動ヲ敢テスル者増加シ、其ノ極刑ニ触レ処罰ヲ受クルモノヲモ生スルニ至レリ。其ノ重ナル行動ヲ摘記スレハ左ノ如シ。

イ、差別糺弾

水平社創立後大正十二年末ニ至ル管内差別争議ノ數ハ左表ノ通ナルガ、其ノ多クハ不用意ノ間ニ失言セシモノニシテ侮辱ノ意思ニ出テシモノハ極メテ尠ク、又中ニハ水平社員ガ事ヲ構エル為メ殊更差別的言辭ヲ約出シタルモノ少カラズ。其ノ実例ニ、三ヲ挙グレバ、甲貸座敷ニ於テ自己ノ穢多ナルコトヲ公言セシ為メ、娼妓カ本當ニ穢多デスカト反問シ謝罪状ヲ懲セラレタルモノアリ

乙、部落付近ノ通行人ニ穢多村ハ何処カト尋ネ、之ヲ指示セシガ為メ謝罪セシメタルモノアリ

丙、口論ノ末穢多ナル罵辞ヲ放チタル甲ヲ問責シタル後罵辞ヲ加ヘラレタル乙ニ対シ果シテ穢多ナリヤト問ヒ糺シ、「穢多ニアラズ立派ナ平民ナリ」ト答ヘシタメ乙ノ差別甚シトナシ甲ヨリ重ク謝罪文参千枚ヲ提供セシメタルモノアリ

又差別的言語以外「汚ナシ」又ハ「臭シ」等ノ意ヲ表示セシ為メ糺弾ヲ受ケシ者モ少ナカラズ。斃獸化製所ノ脇ヲ通行スル者ガ鼻ヲ蔽ヒタル為メ問題ヲ起セシガ如キ其ノ一例ナリ。

糺弾方法ハ差別的言動アリタル場合直ニ問責スルハ極メテ稀ニシテ、先ツ之ヲ見聞セシ者ニ於テ水平社事務所ニ告知シ、然ル後社員數名乃至數十名連行問責スルヲ例トス。從テ其ノ間脅迫乃至強談等ニ亙ル場合少カラサルモ、被害者ハ後難ヲ慮リテ官憲ノ問ニ答ヘサルヲ常トスルガ為メ、現行犯ニ非ザレバ処罰シ難キ状態ニ在リ。

又解決ノ方法ハ差別ノ程度ト先方ノ出様ニヨリ謝罪ニ止メ、或ハ謝罪状ヲ懲シ、又ハ謝罪文ヲ數百枚乃至數千枚印刷提供セシメ、其ノ最モ甚シキモノハ新聞紙ニ謝罪広告ヲ為サシム。斯カル場合印刷物ノ提供ハ

二、一般部落民ニ及ボシタル影響
 (1) 部落民ノ思想傾向

年月	事件	被害者	結果
同年 七月四日	公務執行 妨害	屋外運動ヲ制止シタル警察官(職務ヲ妨グ)	八
同年 八月十日	傷害	水平運動ニ反対セシ者ヲ殴打ス	二
同年 十月十七日	公務執行 妨害	水平社員強シテ巡査ニ暴行ヲ加フ	一
計			一七
大正十三年 一月十六日	鉄砲火災 類取締法ノ違反	闘争ノ目的ニテ無免許ノ拳銃ヲ携帯ス	一
同年 同月同日	京都府警 察犯処罰 令違反	闘争ノ目的ニテ火器ヲ携帯ス	三
同年 二月六日	内務省令 警察犯処罰 令違反	泥酔シテ徘徊シ飲食店ニ入り暴行ヲナス	三
同年 三月十三日	傷害	差別乱弾ニ当リ相手方ヲ殴打創傷ス	一
春月迄計			八

(2) 部落民ノ反水平運動ノ抬頭
 一、同盟一心会

本会京都市東三条部落(人口約七〇〇)。青年団、在郷軍人会、婦人会等ヨリ成ル既設ノ改善団体ナルガ、之カ牛耳ヲ執レル佐野信次郎ハ初回ノ水平社大会ニ臨ミ京都代表トシテ演壇ニ立チシガ、他ノ弁士ノ所

部落民ハ久シキニ亘ル因襲ニヨリ執拗且反抗心強ク又猜疑嫉妬ノ念ニ富ミ動モスレバ暴戻残虐ノ行動ニ出ツル者アルハ今尚旧套ヲ脱セスト雖、近來教育普及ノ結果彼等ノ中ニハ相当自覚シ旧慣ノ悪習ヲ去リ普通民ノ同情ニヨリ融和ヲ求メトスルノ意氣漸ク痛切ナルモノアリ。此時ニ当リ水平運動ノ勃興ヲ見ルヤ、之ニ共鳴セシ者ト否ト問ハス部落民一般ヲ通シテ、從來ノ卑下心遠カニ薄ラギ、著シク自尊心ヲ嵩メタルハ否定スヘカラサル現象ニシテ、差別撤廃ハ素ヨリ部落全体ガ心血ヲ注キテ冀フ処ナルモ、其ノ多数ガ水平社ニ反対セルハ水平運動ノ手段ガ激ニ失シ反テ同情ヲ失フ結果ヲ見ルヘシトノ思慮ヨリ排スルモノニシテ、之ニ代フルニ自覚的向上ト穩健ナル手段ニ訴ヘ、差別觀念ノ除去ニ努ムヘシト意向ヲ抱ク者多シ。要スルニ水平運動ノ勃興ハ部落民ヲ通シテ差別撤廃ノ急ヲ感覺セシメタルコト大ナルモノアリ。

ロ、其ノ他ノ被害
 第二回大会以後水平社員素ノ態度著シク暴慢トナリ、一般世人ガ之ヲ敬遠シテ一步ヲ譲ル為メ益々増長シテ、或ハ電車中ニ於テ公然喫煙シ、或ハ遊里ニ出入シテ他客ニ難ヲ構ヘ、或ハ興行場ニ無料入場ヲ為ス等ノ被害少カラザルモ、多クハ被害者側ニ於テ警察ニ対スル申告ヲ避クルガ為、現行犯ニアラザル限り検挙困難ナリ。
 ハ、水平社員ノ犯罪
 水平運動開始以來大正十一年中、奈良県下大正村小学校ニ於ケル騒擾事件ヲ始メ、三重県下ニ於ケル傷害事件、愛知県下ニ於ケル脅迫事件等ノ発生ニ鑑ミ、大

年月	事件	被害者	解決結果
大正十一年 一月	傷害	児童	謝罪
大正十一年 二月	傷害	其他	謝罪
大正十一年 三月	傷害	其他	謝罪
大正十一年 四月	傷害	其他	謝罪
大正十一年 五月	傷害	其他	謝罪
大正十一年 六月	傷害	其他	謝罪
大正十一年 七月	傷害	其他	謝罪
大正十一年 八月	傷害	其他	謝罪
大正十一年 九月	傷害	其他	謝罪
大正十一年 十月	傷害	其他	謝罪
大正十一年 十一月	傷害	其他	謝罪
大正十一年 十二月	傷害	其他	謝罪
計			計

正十二年一月十六日当庁ニ幹部南梅吉、藤岡規矩三、寺田清四郎ノ三名ヲ呼出シ検事立会ノ下ニ警察部長ヨリ嚴重警告ヲ加ヘシガ、更ニ第二回大会後各府県ニ発生セシ水平運動ニ伴フ大ナル犯罪少カラズ。
 奈良県下ノ対国粹会衝突事件(同縣警署第三五)、福岡県鞍手郡ノ騒擾事件(被告八)、兵庫県水上郡ノ監禁傷害事件(被告一九)、同県神崎郡ノ脅迫強要事件(被告一〇)、同県加古郡別府村ノ騒擾事件(被告二二)、栃木県安藤郡ノ騒擾事件(被告一〇)、群馬県前橋裁判所ノ騒擾事件等相次キタルニ付、管下水平社ニ対シテハ機會アル毎ニ幹部ヲ戒メツアリ。幸ヒ未ダ大ナル事件ハ生セザルガ、既往処罰ヲ加ヘシモノヲ挙クレハ左ノ如シ。

年月	事件	犯罪日	罪名	犯罪要旨	被告数	懲役	罰金	拘留	起訴猶予
同年 同月同日	治安警察法第十九条違反	大正十一年 春月	公務執行 妨害	第二回大会 場前ニテ巡査ノ職務執行ヲ妨害シ警察官三名ニ傷害ヲ加フ	五	五	一	一	一

説激越ニシテ団体ニ反スルガ如キ言論多キニ憤慨シ、大会後一心会ヲシテ水平運動否認ノ決議ヲ為サシメ、又第二回水平社大会当日ハ部落内數ヶ所ニ町民ヲ集メ、明治天皇報恩講話会ヲ開キテ大会参加者ヲ防止シ、爾後依然トシテ水平運動ニ反対シ居レリ。ロ、頌徳会

本会ハ京都市北小路部落(人口約二五〇)。青年ヨリ成ル改善団体ニシテ是亦水平運動反対ノ決議ヲ為シ、水平社宣伝員ヲ町内ニ入レサリシガ、第二回大会ニ際シ大会ノ模様ヲ見ルヘク入場セシ。会員参名ヲ除名処分ニ付シタル為メ、反テ被除名者ヲシテ水平社運動ヲ起サシメ会ノ分裂ヲ見シガ、大部分ハ今尚水平運動ノ防遏ニ努力シツ、アリ。

ハ、国民研究会

本会ハ京都市東七条部落(人口約七、八〇〇)。青年団ノ一部ニ於テ組織ス。大正十二年一月東七条水平社ノ創立ヲ見ルヤ之ニ對抗シ、水平運動ヲ妨害スルノ目的ニテ生レタルモノニシテ、現在会員約二百名ヲ有シ、左記宣言、綱領ノ下ニ町民ノ改善向上ヲ促シ、差別争議ハ合理的穩健ノ手段ニ依リテ解決シ、一般ノ同情ヲ求ムルト共ニ屢々宣伝演説会ヲ催シ、又水平運動ニ対シテハ露骨ナル妨害ヲ加ヘ屢々紛擾ヲ生

シタノデアアル。

綱領

一、我等研究会同人ハ右宣言ノ主旨ニ基キ飽ク迄考察且ツ研究ヲ旨トシ、徹底的ニ一新機軸ヲ表現セントス

一、我等同人ハ一般社会ノ反省ヲ促ク現在政府ヲシテ国民運動ヲ惹起セシメ、帰一的ニ不合理ナル差別撤廃ヲ期ス
ニ、其ノ他

滋賀県大津市東浦部落民若林弥平治ハ多年部落改善ニ従事シ、功勞顕著ノ故ヲ以テ大正十二年二月十一日滋賀県知事ヨリ表彰セラレシガ、之ニ感奮シテ水平運動防遏ノ為メ穩健着実ナル反動団体ヲ組織スヘク、同年四月二十一日ヨリ約一ヶ月間京都、奈良、大阪、兵庫、岡山、広島、山口、福岡、佐賀、長崎、熊本及静岡、埼玉、群馬、栃木、千葉、東京ノ各府県部落有力者ヲ歴訪シテ意見ノ交換ヲ遂ケ、帰県後翌六月二十三日京都市祇園中村楼ニ左記各府県部落知名士ヲ集メ団体設立協議会ヲ開キシ結果、全国ヨリ二十五名ノ創立委員ヲ挙ケ之ガ組織ヲ為スコトヲ協定セシガ、同夜大津市外石山柳屋旅館ニ於ケル懇親会席上ニ於テ内務省社会局囑託三好弥平治ガ本間

スルヲ以テ警察上注意ヲ要スルモノナリ。

宣言

世ノ中ノ進歩スルニツレテ我々ノ理智モ亦同一步調ヲ以テ向上發展セントスルハ理ノ当然ニシテ、目下社会ノ趨勢ヲ考察スルニ益々複雑其度ヲ極メシガ、現時ノ社会問題タルヤ一面誠ニ不合理ナル差別的觀念其ノモノニシテ、一般社会ノ人間ハ何ヲ根拠トシテ差別ヲナセルヤ。勿論旧来ノ伝統的因襲ヨリ生セシ錯誤ノ觀念ヲ継続セルモノニシテ、茲ニ吾人ハ深く留意シテ其ノ因襲打破ニツトメルト同時ニ、後進セル社会ノ人心ニ一層ノ進運改革ヲ謀リ、以テ対内対外ノ二方面ニ向ヒ両々相俟テ国家ヲ堅実ニ隆盛ノ域ニ到達セシメントスルニアリ。見ヨ現実ノ思想界ハ過渡期ニシテ、吾ハ如何ナル道ヲ辿ル可キカトイヘルヲ真面目ニ考究スヘキニアル。然レ共「言フハ易ク行フハ難シ」。如何ニシテカ目下ノ差別問題ガ円満ナル解決ヲ見ルヤニ付キ、吾人ハ慎重ナル研究ヲ要スヘキ時節ノ到来セシナリ。此時ニ當ツテ時局ニ出態セル百般ノ問題ヲ次カラ次ヘト考察且ツ研究シ、飽ク迄精神修養ヲ累ネ、次テ漸次ニ歩調ヲ揃ヘテ差別撤廃ニ関連セル問題ヲ解決シ、諸君ト共ニ向上發展ノ地域ヲ獲得スヘク茲ニ国民研究会ヲ建設

題ハ政府ニ於テ適當ノ機関ヲ作ルヘク調査中ニ付遠カラズ実現スヘシト述ヘタル為メ、果シテ然ラハ屋上屋ヲ架ス必要ナシト之ヲ見合スコトナリ。同時ニ毎年一回此種ノ懇談会ヲ催スコトヲ申合セ散會セリ。

出席者

- 京都 山中卯之助(吉祥院) 京都 山岡熊吉(有力者)
- 京都 荻野吾吉(有力者) 京都 渡辺豊次郎(国民研)
- 奈良 吉川吉次郎(大同院) 奈良 東 清吉(有力者)
- 奈良 藤井彦五郎(有力者) 大阪 森 秀次(元代議士)
- 大阪 沼田嘉一郎(福市) 和歌山 岡本 弥(有力者)
- 岡山 岡崎熊吉(有力者) 岡山 武南新一郎()
- 広島 河野亀二郎(原野社) 山口 金本新平()

滋賀 若林弥平治 合計拾五名

三、普通人ノ水平運動ニ対スル態度

(1) 部落民使備者

京都市ニ在リテハ専売局京都工場、郵便局、傭人電車乗務員、織物、紡績、染物、電機、鉄工、陶磁器等ノ大小工場ヲ始メ道路工夫、庭造及各種商店員等ニ至ル迄普通人ト部落民ヲ混使シ居レルガ、水平運動ノ發生以來屢々之等ノ使備者間ニ差別争議ヲ生スルニ至リシヨリ、雇傭主ハ何レモ之ヲ憂慮シ、内心新タニハ部

落民ヲ入レサル方針ヲ執リニ居ルモノ多く、中ニハ部落民ヲ解雇スル手段トシテ不景氣ヲ名トシ一時事業ヲ休止シ、新ニ普通人ノミヲ入レテ開業セシガ如キモノアリ。

(2) 小学校職員

部落民ノ通学スル小学校ニ於テハ畜ニ児童間ニ生スル差別問題ニ恟々タルノミナラズ、部落児童中水平社ヲ特ミテ暴慢ナル言動ヲ弄シ、教師ニ対スル服従心薄ラギ且学業ニ勉メサル者少カラザルヲ以テ、不愉快ト過誤ナカラムコトヲ希フノ極機ヲ見テ転校運動ヲ為シ、難局ヲ脱セムトノ意向ヲ有スル者多キカ如シ。

(3) 一般ノ感想

水平運動ニ対スル代表的感想ヲ挙クレハ左ノ如シ。有識者。水平運動ノ真意奈辺ニアリヤハ遽カニ判定シ難キモ、其ノ運動経過ヲ察スルニ彼等ノ主張スルガ如キ単ナル差別撤廃ヲ目的トスルモノトハ認メ難ク、或ハ彼等特有ノ反逆心裡ヲ昂進セシメ、革命的暴動ニヨリテ一挙ニ解放ヲ期セムコトスルニアラサルカ。今ニシテ之ガ撲滅ヲ為スニアラサレバ、後年由々敷大事ヲ見ルニ至ルヤモ保シ難シ。蓋シ彼等ハ社会主義運動、労働運動ト同一視スベカラサル可能的危険性ヲ有スレバナリ。

本願寺幹部。水平運動ハ現在ノ制度ヲ否認シ、彼等ノ理想トスル新社会ヲ建設セムトスル目的ニシテ社会主義運動ト撰フ所ナシ。本山ノ彼等ヲ善道サスル義務アリト雖モ、遽カニ方針ヲ定メ難キヲ以テ、当分成行傍観ノ態度ヲ持スル外ナシ。

其他一般人。

水平社ト称シテ糾弾ニ当ル者ハ殆ント下駄直シ、土方等ノ下層労働者ニシテ、彼等ハ日々市中至ル所ヲ徘徊セル無智無頼ノ徒ナレバ、欺ル輩ガ失言ヲ捕ヘテ脅迫スルガ如キハ社会人心ヲ不安ニ陥ルコト甚ダシキモノナレバ、水平運動ハ其筋ニ於テ断然禁止スベキモノナリ。

四、部落民ト本願寺ノ関係

全国特種部落民ノ大多数ハ真宗ヲ奉ジ殆ンド本願寺ノ末寺ニ属スルトハ一般ノ伝フル処ナルガ、本願寺当局ノ言ニ依レバ現在東本願寺ハ全国末寺総数八千八百八十ヶ寺、増信徒総戸数百三十六万五千〇一十一戸中部落専属末寺四百九十一ヶ寺、部落民増信徒総戸数四万二千五百七十七戸(二、九%)ニ過キスト謂フ。

両本願寺ノ部落ニ対スル従来ノ方針ハ、寺院ヲ自立シ得ル部落ハ専属寺院ヲ置キテ部落民タル僧侶ヲ住職トシ、又部落ニ対スル布教ハ本願寺本来ノ教義タル諦メロ主義ニヨリ来世ヲ楽ミ現在ノ苦惱ヲ離脱スヘシト為ス趣旨ヲ説クニ在ルガ、其ノ語調往々声色の二流レ、又ハ遊芸稼穡ノ如キ形容ヲ為シテ部落民ノ意ヲ迎合シ、賽銭ヲ多カラシムルコトニ努ムル等金儲主義ナリトノ批難アリ。又部落寺院ノ住職ハ智識低ク読経ノ外識見才能ヲ有スル者極メテ稀ナレハ、当然タルヘキ部落改善教化等ノ事業ニ貢献セル者ハ甚タ少ク、而カモ有能ノ僧侶ハ一般世人又ハ本願寺等ニ対シ反感ヲ持シ、過激ナル行動アルヲ常トス。故ニ本願寺ニ於テモ部落僧侶ハ布教師ニハ絶對ニ登用セス。又本願寺ハ部落ヨリ相当ノ寄財アルニ拘ラス従来部落ノ為ニ施設シタルモノナキヲ以テ、予テ心アル部落民ノ憤慨少カラサリシ所ナリト謂フ。水平運動カ創始以来一貫シテ本願寺ニ対シ露骨ナル反抗態度ニ出テシハ斯卡ル点ニ胚胎セシガ如クサレバ、本願寺ニ於テハ水平運動ノ情勢ニ鑑ミ将来適當ノ対策ヲ講スヘク考慮中ナリ。

第四編 水平社ト社会主義者其ノ他ノ関係

一、社会主義者トノ関係

水平社ニ社会主義者ノ援助アルコトノ一端ハ劈頭既ニ述

ヘシガ、水平社員中以前ヨリ社会主義者タル者ニ本部幹部平野重吉(平野重吉)、近藤惣右衛門(京都府甲号ニシテ大正十一年中除名処分ナリシモ今尚九州水平社ニ関係シ居レリ)アリ。又地方水平社中高知ノ国沢亀(乙号)、大阪ノ石田正治(甲号)、西前雅文(甲号)、奈良ノ中村福麿(甲号)、和歌山ノ村井林三郎(乙号)等アリ。其ノ他水平社ノ創始者タル阪本、駒井、清原等ハ何レモ主義保持ノ疑アリ。更ニ南ト共ニ創立者ニ加ハリシ藤岡規矩三ハ大正九年ヨリ主義保持者トシテ当府思想要注意人ニ編入者ノ者、又大会後本部幹部ニ加ハリシ大阪府ノ泉野利喜蔵、栗須七郎、奈良県千崎富一郎ノ参名ハ主義者ト頻繁来往シ主義保持ノ疑濃厚ニシテ、現ニ泉野八十一年中大阪府乙号ニ編入ヲ見タル事実等ニ徴スレハ、幹部中主義的疑ナキ者殆ンド無く、而カモ南委員長ハ幹部ノ容疑的行動ヲ容認シ、弁明シテ曰ク、「主義者ノ行動ハ我カ国本上危険極メテ大ナレハ、吾々水平社同人ハ仮面ノ下ニ彼等ニ接近シテ其ノ枢機ニ参シ一朝彼等ガ事ヲ挙ケムトスル場合ハ飄然彼等ニ裏切りテ錦旗ヲ守護セムガ為ナリ」トノ不謹慎ノ辞ヲ弄スルヲ常用ノ手段トセルガ如キハ其ノ本心ヲ疑ハザルヲ得ス。斯ク觀来レハ水平社ノ前途甚ダ寒心ニ堪ヘサル次第ナルガ、更ニ水平社ノ創立ヨリ現在ニ至ル間ニ於ケル主義者トノ関係ニ付主ナルモノ

ヲ列挙スレハ左ノ如シ。
 イ、水平社創立当時刊行頒布シタル趣意書「よき日の為
 に」ト題スルパンフレットノ「解放の原則」ト題スル
 左ノ論文ハ警視庁甲号佐野学ノ執筆ニ係ル。

解放の原則

特殊部落ノ人々ハ、明治四年ノ解放令ニ依リテ解
 放サレタ、彼等ハ平民ノ籍ニ入ツタ、然シナガラ凝
 結シタ歴史の伝統ハ一片ノ法令ヲ以テヨク破壊シ得
 ルモノデナイ。(中、略)

特殊部落ノ解放ノ第一原則ハ特殊部落民自身ガ先
 ツ不当ナル社会的地位ノ廃止ヲ要求スルコトヨリ始
 メネバナラヌ、歴史的二見レハ、賤民ト呼バレタ社
 会群ガ良ク其地位ヲ向上シ得タノハ、自ラ其社会的
 地位ヲ認識シ、カアル集團運動ヲ試ミタ結果ニ外ナ
 ラナイ。(中、略)

第二ニハ、現在ニ於テ苦ムモノガ資本主義ノ鞭ニ
 悩ム労働者階級バカリテナイト、共ニ特殊部落ノ
 人々バカリデ無イコトガヨク徹底セラネバナラヌ
 コトデアル、其ノ地位ヲ社会的ニ考察スレバ両者ハ
 共ニ経済的二弱者デアリ、被搾取者デアル、搾取者
 ナク迫害ナキ善キ社会ヲ作ル為メニ両者ハ親密ナル
 結合ト連帯者運動ヲ為ス必要ガアラウ。所詮特殊部

出金次郎印刷ヲ引受ケタリ。

ホ、本部幹部近藤惣右衛門ハ大正十一年五月密カニ北京
 ニ至リ、露國共産黨員「エロシエンロ」並其周囲支那
 共産黨員等ニ会见シ、水平社ニ対シ露國政府ノ宣伝費
 交付ヲ交渉セシガ、此事北京通信トシテ新聞記事ニ表
 ハレタル為メ、南ハ他ノ幹部ニ諮リ同年七月近藤ニ対
 シ除名処分ヲシタリ。但シ近藤ハ現在福岡県下ニ在
 リテハ九州水平社幹部トシテ活動シ居レリ。

ヘ、第二回大会ニハ密カニ木本正胤ヲ通シテ在阪主義者、
 要視察鮮人等ニ入場券ヲ交付セシ為、左記要視察人ノ
 入場ヲ見タルコト後ニテ判明セリ。

大阪府甲号	住 好彦	大阪府甲号	田井 為七
〃	大津 孝之助	〃	木本 正胤
〃	小西 武夫	〃	生島 繁
〃	石田 正治	〃	関 猛郎
〃	和田 神力権	〃	備前 又次郎
大阪府乙号	蔵部 義之助	大阪府乙号	佐藤 藤太
〃	松田 喜一	〃	伊藤 孝一
大阪府要	野田 律太	大阪府要	瀬野 久吉
〃	大矢 省三	〃	平井 美人
〃	山内 嘉市	〃	山内 鏡吉
大阪府鮮甲号	李 善供	大阪府鮮乙号	朴 興奎

落民ノ徹底的解放ハ、社会改造ノ重大ナル要素デア
 ル、社会改造ノ大業ハ単ニ「プロレタリア」階級ノ
 解放ヲ以テ後ルヘキデナイ、之ハ必ズ、有ラユル苦
 メル人々ヲ包含セネバナラヌ、特殊部落ノ人々ガ一
 千年來担ツテ來タ迫害ヲ思ヘバ、涙ト怒リト耻トヲ
 感ゼザルヲ得ヌ、而モ特殊部落賤視ノ感情ハ全ク空
 虚ナ歴史の伝統ニ過ギヌ、思慮アル普通民ハ既ニ此
 伝統的の觀念ヲ脱シ得タ、私ハ特殊部落ノ人々ノ自立
 的運動ト、他ノ苦メル人々ノ結合ト、其上ニ築カル、
 社会改造ノ大理想ノ上ニ始メテ此薄倖ナル社会群ノ
 徹底的ニ解放セラル、
 「善き日」ヲ想像シ得ルノデ
 アル。

ロ、堺利彦ハ大正十一年参月創立大会ニ当リ自己ノ経営
 スル無産社ニ於テリーフレット「特殊部落民の解放」
 一千部ヲ出版寄贈セリ。又大会後駒井ヨリ堺ニ「大会
 大成巧ニ終ル」ト打電セリ。

ハ、大阪府甲号木本正胤ハ第一回大会当時前日ヨリ事務
 所ニ詰メ援助ヲ為シ、爾來水平社幹部トノ交際益々親
 密ヲ加ヘ、駒井、清原、千崎等ハ上阪ノ都度殆ムト木
 本ノ宅ヲ定宿トス。

ニ、機関紙「水平」(第二号限廃刊)ニハ毎号主義者ノ起
 稿ヲ掲ケタルノミナラズ、本紙ノ印刷ハ大阪府甲号岩

〃要注 金 東 赫

ト、在京主義的の団体ニ於テ発行スル刊行物ハ其都度連盟
 本部及各府県本部ニ郵送シツツアルガ如シ。

二、労働団体及農民組合トノ関係

管下ニ於テハ水平社ト労働団体又ハ農民組合トノ運動
 上ノ提携ハ未ダ之レ無キモ、労働総同盟京都連合会ハ各
 種演説会開催ノ都度水平社ニ入場券ヲ寄贈シ、水平社員
 ノ幾部又必ス之ガ傍聴ニ向フヲ例トシ居レリ。

三、国粋会トノ関係

国粋会京都本部ハ大正十二年末現在幹部約二百、配下
 約二千ヲ有シ、内部落出身者ハ幹部十七名、配下約二百
 四十名ヲ弄シ居レルガ、水平社ニ対シテハ部落出身者ト
 否トヲ問ハズ終始之ニ超然タル態度ヲ持シ、水平社側ハ
 国粋会ニ対シ常ニ多少尊敬ヲ払ヒ居ル状態ニシテ、水・
 国両者ノ提携又ハ衝突等、将来著シキ変化ヲ生セサレ限
 リ無キ見込ナリ。

第五編 水平社ト政党関係

一、憲政会京都支部トノ関係

憲政会京都支部所屬京都市會議員兼府會議員西尾林太
 郎、同田中新七及市會議員鈴木紋吉ハ京都市各部落ニ選
 挙地盤ヲ有スル關係上常ニ部落民ヲ懷柔セルヲ以テ、部

落有力者ハ憲政会ニ属スル者多シ。從テ之等ノ議員以下支部幹部ハ水平社幹部ニ對シテモ相当好意ヲ払ヒ居レルガ、就中西尾林太郎ハ南梅吉其他ノ水平社幹部ニ對シ屢々物質的援助ノ斡旋ヲ為シ、又折ニ触レ同志ト共ニ彼等ヲ饗応スルコトアルヲ以テ彼等モ特ニ憲政会員ニ好感ヲ有シ、普選運動等ノ場合水平者員之ニ参加シ、又大正十二年九月舉行ノ府會議員總選舉ニ當リ田中水平社幹部中尾ノ運動ヲ援助セシ者アリタリ。又委員長南梅吉ハ大正十一年二月憲政会主催普選示威運動ニ際シ、部落民數十名ヲ参加セシメタル謝礼トシテ同年四月西尾ノ斡旋ニ依リ憲政会支部長片岡直温ノ宅ニ於テ片岡ヨリ金百円ノ贈与ヲ受ケタリ。

二、南委員長ト政友会關係

委員長南梅吉ハ第二回大会後ノ上京ノ機會ニ政友会總務横田千之助ニ面識ヲ得タルヨリ、十二年八月日刊新聞経営ノ計画ニ付横田援助ヲ請ヒシ結果、横田ノ創立セル融和機關同和事業研究会ノ事業トシ新聞発行ヲ協同スルコトヲ約セシガ、爾來屢々上京シテ横田ノ許ニ出入シ居レリ。而シテ南、横田ノ約セシ新聞事業ハ他ノ水平社本部モ之ヲ承知シ贊意ヲ表シ居ル關係上、幹部ノ多クハ横田ニ好意ヲ持シ居ル模様ナルガ、東京在任幹部平野重吉（警視甲号）ハ近來横田ノ秘書ト称スル遠島哲男ノ許ニ

終始出入シ居ルガ如シ。
其ノ他ニ於テハ目下ノ処政黨關係ニ付特記スヘキモノ無し。

第六編 南梅吉ノ動靜

一、家庭

南ハ滋賀県蒲生郡桐原村字中森部落出身ニシテ、二十数年前ヨリ京都市鷹野北町ニ居住シ亡妻トノ間ニ

長女 □ □ 明治三十八年生 託児所保母就職

長男 敬介 明治三十九年生 稍低能ニシテ無職

二女 □ □ 明治四十四年生 通字中

二女一男ヲ挙ケ、大正十年京都府宇治郡山科村字西浦吉岡□□養女□□明治二十四年生ヲ後妻ニ迎ヘシガ、家内ノ折合悪シキ為、大正十二年四月ヨリ妻ハ出里ニ別居セシメ居レリ。故ニ現在家族ハ南ト小供三人ナリシキ、長女□□ハ大正十二年十二月肺結核ニテ死亡セリ。

二、性質素行

性傲慢ニシテ大言壯語ヲ好ミ、又陰險ニシテ詭弁ニ巧ミナリ。酒ハ少量ナルモ宴席ニテハ五合位ヲ飲ム。酒癖ナシ。素行普通。前科ナキモ生計ニ追ハル、為僅少ノ利慾ニ誘惑セラル、短所ヲ有シ、人物地位ニ比シ極メテ小サシ。

三、教育職業及生計狀況

教育ハ辛シテ日用文ヲ綴リ得ル程度ニ過キス。下駄、鼻緒製造業ヲ営ミ、冬期ハ毛革類販売ニ従事セシガ、第二回大会後ハ水平運動ニ専從シ、稼業ヲ全廃シ居レリ。生計ノ程度ハ中流ニ属シ、水平運動専從後ハ地方水平社ノ招聘旅費、謝礼等ニ依リ生活シ居レルカ、負債ノ為漸次生計難ニ陥リツツアリテ、近時現在ノ位置ヲ利用シ何物ニカ有リ付クヘク焦慮シ居ル模様ナリ。

四、資産及負債 附南ノ横領被告事件

現住所ノ土地家屋（時価約二千五百円）ヲ所有スル外資産無シ。負債ハ大正十年末頃商取引先其ノ地ニ合計千四百、五百円ノ債務ヲ生シ居リシガ、十一年一月以來水平社ノ創立運動ニ没頭セシ為更ニ数百円ノ負債ヲ増シタルヨリ、同年四月七日土地家屋ヲ抵当トシ京都市下京区四条河原町毛革商山岡末吉ヨリ金二千円ヲ借入シ負債ノ整理ヲナシタリ。然ルニ右山岡ニ對スル債務ハ不履行ノ為大正十二年三月強制処分ヲ受ケ、結局南ノ哀訴ニヨリ山岡ノ手ニ二千三百余円ニ競落シ改メテ南ニ貸貸ヲ為セシガ、南ハ三、四ヶ月家賃ヲ納シノミニテ寄り付カサルニ至リシヨリ、山岡ハ同年十月之ヲ他ニ讓渡セムトセシ為、南ハ遽カニ狼狽ノ極、十一月中旬上京伯爵嗣子有馬頼寧ニ救済ヲ仰キ、同人ヨリ金六千七百円ヲ借入レ該土地家

屋ノ所有權ヲ回復セリ。

又南ハ大正十一年十一月大阪市南区木津大国町四丁目皮革商浅田由太郎ト獺革委託販売ノ契約ヲナシ、翌十二年一月迄ノ間ニ由太郎ヨリ原価參千余円ノ商品ヲ受取り全部南ノ手ニ於テ売却セシニ抱ラス、數回二千五百余円ヲ入金セシノミニテ残金原価一千四百六拾二円余及利息金一千百拾円、合計二千五百七拾二円四拾錢ヲ支払ハサル為、浅田ハ大正十二年六月十二日京都府裁判所檢事ニ南ヲ被告トシ横領ノ告訴狀ヲ提出シ、檢事ノ手ニ取調中ナリ。

尚其ノ他ニ於テモ小口ノ負債多數アリテ、其ノ總額一千円ヲ下ラスト謂フ。

五、注意ヲ要スヘキ主ナル行動

(1) 日刊新聞経営計畫 付同胞協調會計畫

大津市在住元台灣總督府警部福井友次郎ハ、其ノ知已京都市上京区寺町二条下方年筆商一色誠尊ト共ニ南ニ接近シテ、大正十二年五月水平運動ヲ利用シ全國部落民ヲ讀者トスル日刊新聞ノ経営ヲ計畫シ、名稱ヲ「明星新聞」、資本金五拾万円トスルノ株式組織ヲ目論見タリ。

（附記）福井、一色ノ兩名ハ部落民ニアラス、同新聞社長ハ南就任月俸參百円ヲ受クル契約ヲナシ居レ

り。
 而シテ之ガ組織運動ニ付、同年八月上旬南、福井、一色ノ参名相前後シテ上京シ、京橋区銀座一丁目和泉屋旅館ニ投シタル上、南ハ第二回大会報告上京ノ際面識ヲ得タル政友会総務横田千之助ノ助力ヲ求ムヘク同邸ヲ訪問依頼ノ結果、横田ハ之ヲ自己ノ創立セル「同和事業研究会」ノ附属事業トシ、協同経営ヲナサムコトヲ懲憲シ、南等モ之ニ賛成シテ結局資本金ヲ百万円トシ、名称ヲ「同仁新聞」ト改メ、先ツ関西ヨリ運動ニ着手スヘク協定シ、同年十五日横田ヨリ金五百円ヲ滯京中ノ入費トシテ贈与ヲ受ケ翌十六日帰洛セシガ、次デ同月二十三日横田ノ秘書遠島哲男、横田ノ代理トシテ関西知名士、有力者数十名ニ対スル横田ノ添書ヲ携帶入洛シ、上京区木屋町二条下ル大野屋旅館ニ投宿シ、上京区烏丸通上立売上ル町ニ同和事業研究会京都支部ヲ置キ、賛成者ノ募集ニ着手セシ。利那関東地方ノ震災起リシ為頓挫ヲ来シタリ。其ノ後南ハ十月中旬上京ノ上横田ニ事業ノ方針ヲ諮リシモ、横田ハ震災ヨリ先考ヲ喪ヒ邸宅ハ火災ニ罹リシ。不幸ノ際トテ十分ナル方針ヲ授クル能ハサリシヨリ、南ハ帰洛後福井、一色等ニ対シ横田ハ不幸ヲ重ネ、加フルニ内閣ノ交迭ニ依リ政治的地位モ前日ト異ナリシヲ以テ、寧ロ此ノ

際横田ト手ヲ切り他ニ適當ノ援助ヲ物色スヘシト唱ヘシガ、福井等ハ南ノ説ハ不人情ナルモ徒ラ二時日ヲ待ツモ不得策ナレハトテ熟議ノ末、福井カ台湾在職時代其ノ上司シタリシ森孝蔵ナル者ガ後藤子爵ノ傘下ニ籠遇ヲ受ケ居ルニ想到シ、福井ヨリ森ヲ通シ後藤子爵(當時内相)ニ運動スヘシト言フニ決セリ。右ニ付福井ハ十一月下旬上京森ニ事情ヲ訴ヘ、依頼ノ結果数日ノ後森ハ内相ノ言ナリトシテ、一、新聞計画ヲ援助スル意思ナシ、二、該新聞ハ当初ノ方針通横田ニナサシムラ可ト思考ス、三、新聞事業容易ニ運ハストセハ、其ノ予備行動トシテ何等ノ事業ヲ行ハバ社会局ヨリ相当ノ補助ヲ給セシメントノ意ヲ伝ヘタリ。依テ福井ハ帰洛后南、一色ト協議ノ末新聞計画ハ時機ヲ待ツコトトシ、更ニ別ニ「同胞協同会」ナルモノヲ組織シ、官吏、学校職員、地方有力者等ニ講説セシムヘキ融和促進機關雜誌ノ発行ト巡回融和講演等ノ事業ヲ行ヒ、相当政府ノ補助ヲ求ムヘク計画シ、予算年額拾参万余円、目論見書ヲ作製シ、森ヲ通シテ後藤内相ニ運動ヲ為サムトスル折柄、内閣ノ交迭ヲ見タリ。然ルニ後藤内閣清浦首相ニ対シテハ、福井ハ清浦子爵ト私交厚キ弁護士花田元直(元右衛門等監獄)ヲ識セルヨリ、福井ハ大正十三年一月中旬上京、花田ニ依頼シテ清浦首相ニ面謁ヲ得

シ結果、大麻首相秘書官、加藤内相秘書官ト順次紹介ヲ経テ三矢社会局第二部長ニ対シ親シク事業ヲ説明シ、相当ノ補助ヲ給セラル、コトノ内意ヲ得タリト稱シ、二月中旬帰洛スルト共ニ直ニ会則ヲ起稿シテ會員ノ募集ニ着手シ居レリ。

(附記) 本事業ハ畢竟南、福井、一色等餉口の事業ニ外ナラサルコト勿論ニシテ、協同会事業ノ如キ果シテ政府補助ノ趣旨ヲ実行シ得ルヤ疑ハシザレト、福井、一色兩人ハ前年五月以降之ニ没頭シテ稼業ヲ顧サルノミナラス、一色ハ上京運動其ノ他ノ費用ニ既ニ数千円ヲ投シ、其ノ店舗ハ他人ニ譲渡シ、別ニ所有セシ第三高等学校内売店モ売却シ無一物トナリ居リテ、福井ノ如キモ其ノ職大津市今津製菓店員ヲ辞シテ以来何等ノ収入無キ為家賃ヲ滞納ノ極。去ル参月遂ニ家屋ヲ明渡シ、妻ト二児ハ親戚ニ、自己ハ他家ニ食客トナリ居ル等悲惨ノ境遇ニ陥リ居レリ。尚上記一色ノ支出シタル運動費ニシテ今日迄費途判然タルハ数次ノ上京旅費ニ約二千円、遠島哲男ノ大野屋投宿中取替支払金八百余円、十二年九月参日南梅吉ニ運動費トシテ交付セシ八百円、事務所家賃ニ参百余円、計約四千円ナリ。

(2) 羅馬法王庁使節問題ニ対スル関係

本問題ニ付仏教団ノ反対ニ対シ南カ仏教団ノ態度ニ反対ノ声明書ヲ発表セシハ第二編中ニ掲記セシガ、之カ関係ニ付テハ南カ十二年八月新聞事業ニ付横田ノ援助ヲ求ムヘク上京セシ際、横田ノ秘書遠島哲男ノ紹介ニヨリ外務省情報部嘱託松岡新一郎ト面会シ、松岡ヨリ本問題仏教団ノ反対ヲ水平社ノ手ニ於テ引受ケ制肘スヘキコト依頼ヲ受ケ、之ニ応シ福井ヲシテ該声明書ヲ作製シ、八月十日各新聞社ニ発送、翌十一日新聞ニ掲載セシメタルモノニシテ、松岡ハ之カ為南、福井、一色及遠島等ヲ連日赤阪ノ花月、もみじ、築地ノ港屋、新橋ノ蜂龍、吉原中米楼等ニ同伴接待シ、約一千五百円ヲ消費セリト云フ。

(3) 大臣訪問

大正十二年参月第二回大会状況報告ト稱シテ南、栗須、平野ノ参名上京、内相、警保局長、社会局長官及宮相等ヲ訪問セシコトハ第二編中述ヘシカ、同年十月十七日南単独震災後始メテ上京シ、有馬頼寧ノ斡旋ニヨリ時ノ後藤内相、犬養通相ニ面謁シ、各数十分会談セリ。當時内相ハ水平運動ニ付多ク語ヲサリシガ、通相ハ政治運動ニ移ルヲ可トスル旨意見ヲ述ヘラレタル由ナリ。

(4) 其ノ他

同(米田富事) 千崎富一郎 明治三十四年生	本籍 大阪市北区本庄 黒崎町七二二二 住所 奈良県宇智郡五 条町字大島	大阪市ニ於テ勤 業会社外交員タ リシコトアリ、 水平社創立后宣 伝運動ニ専従ス	水平社創立大 會時幹部ニ 入ル (警視庁甲号 特要)
同 泉野利喜蔵 明治三十四年四 月生	本籍 大阪府泉北郡袖 松村一五九〇番 地ノ二 住所 同上	下駄表職ニシテ 社会主義ヲ抱持 ス、水平創立以 来職ヲ抛チ運動 ニ没頭ス	水平社創立大 會后十一年四 月幹部 (大阪府乙号 特要)
執行委員 栗須七郎 明治十五年二月 生	本籍 東京府北豊島郡 日暮里 住所 大阪市南区栄町 二丁目五七番村 吉五郎方	歩兵軍曹トシテ 日露戦争ニ従事 シ功大級金鶏章 ヲ有シ、銃創ノ 為業ニ就クヲ得 サル為無職ナ リ、不遇ヨリ主 義の信念深キガ 如シ	十一年二月大 阪水平社創立 后本部幹部ト ナル

同 前田平一 明治三十二年八 月生	本籍 兵庫県神戸市南 本町五丁目八〇 住所 同県同市同町六 丁目一ノ五	調査中	同
同 村岡静五郎 明治八年二月生	本籍 群馬県山田郡荊 川村大字東金井 三三一 住所 同上	明治四十二年六 月山梨県南都留 郡梁川尋常小学 校学訓兼校長 ヲ最終トシテ農 業ニ従事、村会 議員ニ二回当選 ス	同
同 松本治一郎 明治二十年六月 生	本籍 福岡県築紫郡堅 粕村大字堅粕八 二 住所 同県同郡同町吉 塚駅前	大正三年頃ヨリ 土木請負業ヲ営 ミ自己使役セル 者ニ不良ノ徒多 ク、目下乾分ト 称スフ約二百名 内外相当勢力ア リ	大正十三年二 月十七日第三 回大会準備委 員会ニ於テ本 部委員ニ推薦 ス
同 田中佐武郎 明治三十三年七 月生	本籍 三重県阿山郡城 南村大字上野 一、九八一番地 住所 同上	県立上野中学校 四年中途退学、 陸軍歩兵補充 兵、刑罰ナシ	十二年第二回 大会后本部幹 部トナル

氏名	中央執行委員長 南 梅吉 明治十年五月生	本籍	滋賀県蒲生郡桐 原村字中森一八 五 住所 京都市上京区鷹 野北町八番地	経歴	二十年前ヨリ現 住所ニ下駄鼻緒 商ノ営ミ、多年 青年会長トシテ 部落青年ヲ指導 ス、性激慢且陰 險ニシテ詭弁ニ 巧ナリ	備考	水平社創立者 ノ一人ニシテ 創立当時ヨリ 委員長タリ
----	----------------------------	----	--	----	--	----	-------------------------------------

南ハ前記震災后十月上京以来屢々上京シ、今年参月迄二八回ニ上レリ。而シテ彼ハ東京ヨリ帰レハ其ノ都度大臣ヲ訪問セリ、警保局長ニ会ヘリ、白上氏ト会谈セリ等称スルヲ例トス。上京中ノ宿所ハ有馬頼寧ノ青山三丁目同愛会事務所、若ハ横田ノ秘書ト称スル牛込天神町八二遠島哲男宅ナリ。茲ニ特ニ注意ヲ要スルハ彼等ハ上京ノ都度百円乃至二、三百円程度ノ金ヲ持帰ルヲトシ、本人ハ其ノ都度警保局長或ハ警視庁又ハ外務省等ヨリ受ケシ機密費ナリト称シ、又最近(参月)上京ノ際ハ加藤内相秘書官ヨリ五百円ヲ受ケタリト自称セリ。彼ノ言素ヨリ信シ難ク、未タ的確ナル出所ヲ突止メ能ハサルヲ遺憾トス。

執行委員 阪本清一郎 明治二十五年一 月生	本籍 奈良県南葛城郡 掖上村大字柏原 二二六 住所 清三郎四男	多少ノ資産ヲ有 シ、膠梨造業ヲ 営ム、堺利彦、賀 川豊彦ヲ崇拜 シ、社会主義抱 持ノ疑アリ	水平社創立者
同 駒井喜作 明治二十年五月 生	本籍 奈良県南葛城郡 掖上村字柏原 住所 同上	木材商ヲ営ム、 弁論ヲ好ミ、堺 賀川ヲ崇拜シ、 主義抱持ノ疑ア リ	同
同(桜田事) 藤岡規矩三 明治二十九年一 月生	本籍 京都市下京区東 条上ノ町 住所 同上	本願寺末寺西光 寺ニ生シ、真宗 中学半途退学後 上京、絵面習得 セリ、主義思想 ヲ抱持セル疑ア リ	同
同(松田事) 藤岡規矩三 明治二十九年一 月生	本籍 京都市下京区東 条上ノ町 住所 同上	商業学校半途退 学后、體質弱 ノ為メ無職、大 正八年ヨリ社会 主義ヲ説クヲ以 テ視察中ノ者ナ リ	水平社創立者 (当局思想注 意人)

同 鈴木 信 明治三十七年十一月生	本籍 愛知県名古屋市 西区平野町一九番戸 住所 同県同市同区同町鈴木万次郎養子	私立育英学校卒業 業後八百屋ノ宮 ニ業行修アリ、 業務精勵ス	同
常任書記 木村京太郎 明治三十五年六月生	本籍 奈良県南葛城郡 大正村大字小林 七三ノ一 住所 同上	高等小学校卒業 后麻裏職ニ従事 シ、大正十一年 頃ヨリ水平運動 ニ没頭騒擾罪ニ 連座シテ処刑ヲ 受ク	大正十二年 月本部書記ト ナル

府下水平社一覽表				
大正十三年三月現在				
社名	創立年月日	加入者数	役員数	主ナル役員氏名
京都水平社	大正十年四月三日	約二〇〇	六	寺田清次郎 杉本芳松 丸木由次郎 朝岡辰之助 岡本三四郎 和田信一
伊賀水平社 笠置支部	大正十一年四月三日	約五〇	六	中尾善之助
				備考 創立当時八百 動の行為多カ リシモ、大正 十年春頃以來 精穩健トナレ リ 比較的平均

東七条水平社	大正十一年二月十五日	約二五〇	一〇	藤岡規矩三 津村利吉 橋原元吉 金森伊三郎 瀬川房次郎 岸野貞治 浅川憲治 林芳三郎	軽率活動的行 為多シ
千本水平社	大正十二年三月三日	約三〇〇	六	増田清次郎 竹田元藏 山下作藏	比較的平均力振 ハス
北小路水平社	大正十一年四月一日	約三〇〇	二	伊藤末吉 梅村富三郎	同上
合計		約四六〇	三〇		

(参考)
京都府下部落戸数入口(大正八年調)

京都市	部数	戸数	人口
五十戸以上	七	三、八三一	一七、一三〇
五十戸未満	二八	二、五五六	一四、五五〇
計	一、一五	一、九八五	一、二三〇
郡部	一、四三	四、五四一	二五、七八〇
合計	一、五〇	八、三七二	四二、九一〇